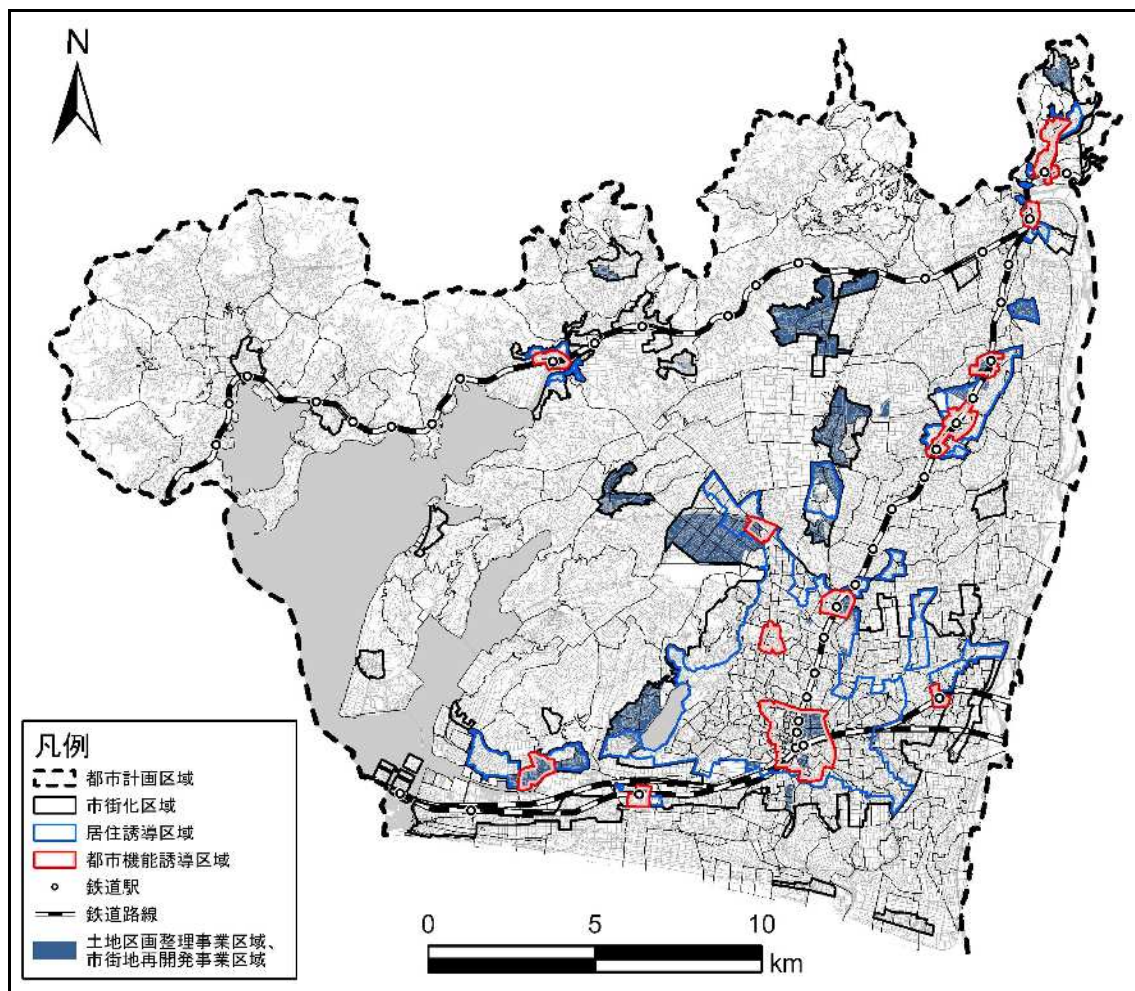


(2) 面整備実施済み区域

下表の区域は面整備が実施済みであるため、都市基盤の整備水準が高い区域として評価します。

表 面整備が実施済みの区域

面整備	内容
土地区画整理事業区域	昭和 52 年通達の「区画整理計画標準（案）」以降に事業決定された土地区画整理事業の完了または施行中区域
市街地再開発事業区域	市街地再開発事業の完了または施行中区域



資料：浜松市資料

図 土地区画整理事業区域と市街地再開発事業区域

(3) 都市基盤の整備状況の評価

「(1) 道路閉塞確率に基づく評価」と「(2) 面整備実施済みの区域」の結果より、本市の都市計画区域における都市基盤の整備状況を下図のように評価します。

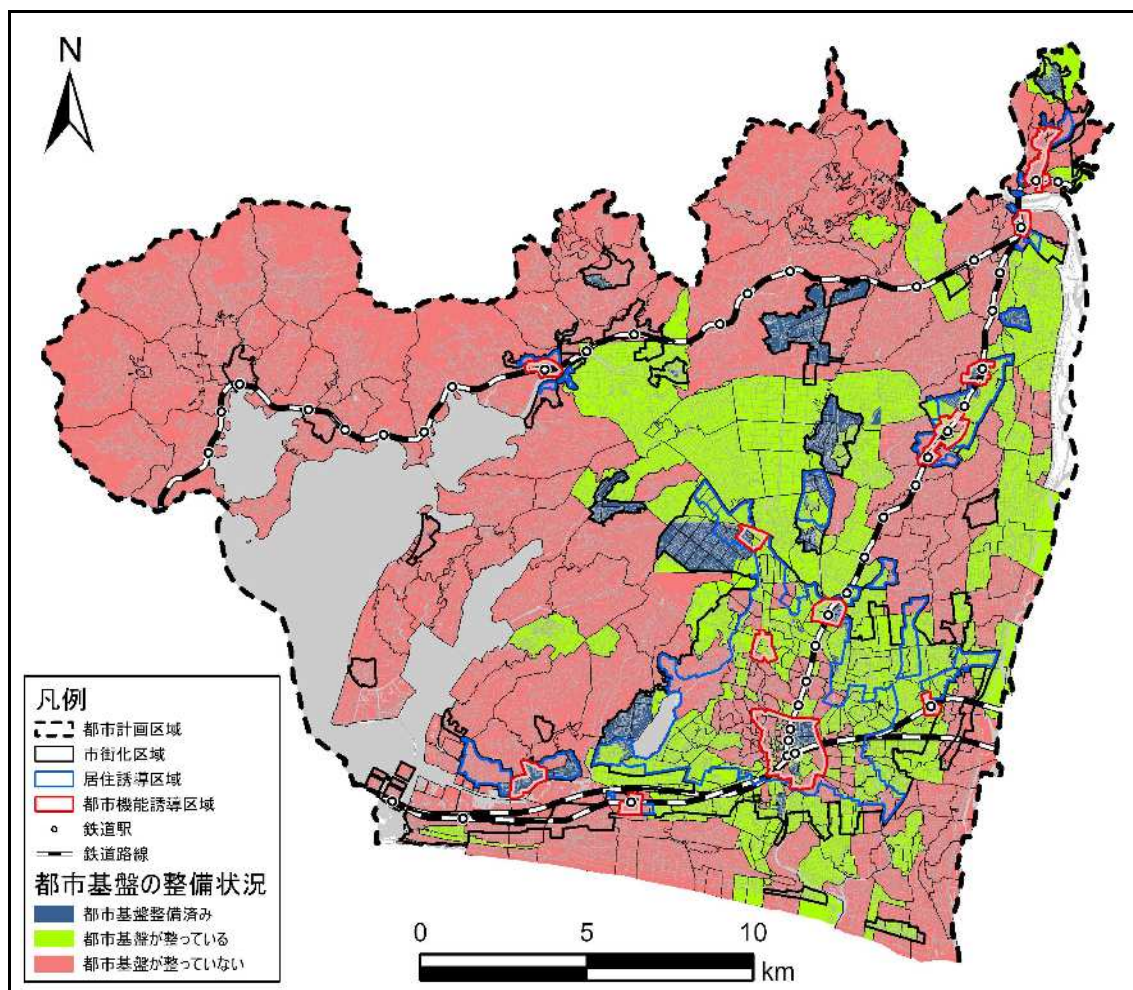


図 都市基盤の整備状況の評価結果

【参考資料：上図の都市基盤の整備状況の評価について】

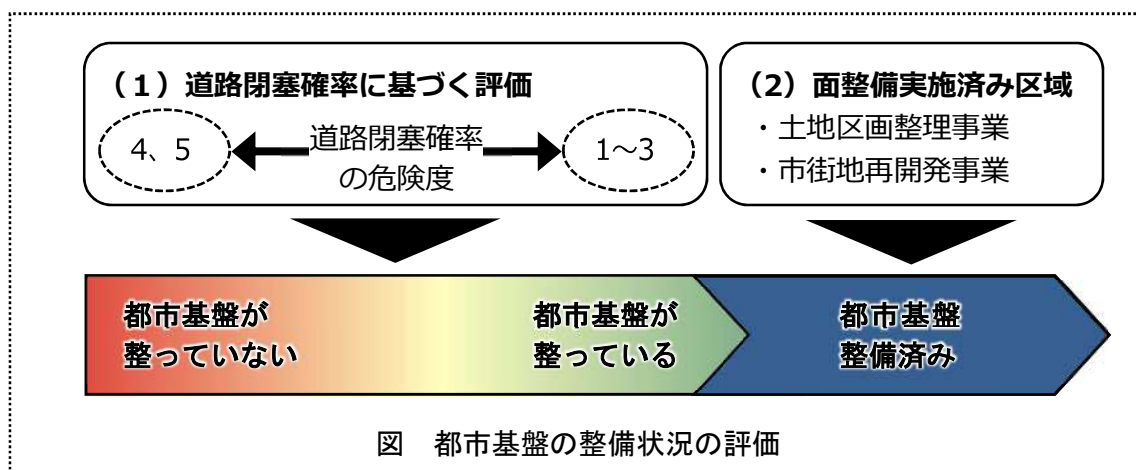


図 都市基盤の整備状況の評価

2-3 被害想定

2-3-1 対象とする災害

復興まちづくりを事前に検討するにあたり、被災後に面整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる可能性がある大規模災害を対象に、被害を想定しておく必要があります。そのため、防災・減災編（地震、水災害）で整理した災害のうち、下表の災害を対象として、想定される最大規模の被害を想定します。

表 事前復興編の対象とする災害

災害	対象
地震	「静岡県第4次地震被害想定」における、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2の地震を対象とします。
洪水	想定しうる最大規模の降雨（1,000年に1度程度）に伴う洪水を対象とします。

【参考資料：事前復興編の対象外とする災害】

なお、下表の災害は事前復興編の被害想定の対象外とします。

表 対象外とする災害

災害	対象外とする理由
津波 土砂災害	被害想定が限定的であり、災害リスクの高い地域として居住誘導区域から除外していることから、対象外とします。
雨水出水	計画見直し時に、雨水出水浸水想定区域図の活用を検討します。

2-3-2 被害想定の方

(1) 建物の被害棟数の方

地震による被害は、揺れによる家屋の倒壊や揺れで発生した火災による焼失などが想定されます。特に老朽化した木造建物の多い地域や建物が密集した地域では、地震による建物被害が増加することが考えられます。

洪水による被害は、本市を流れる天竜川や都田川、馬込川などの各河川沿いの地域で、河川氾濫等による建物の浸水や氾濫流に伴う建物倒壊の発生が考えられます。

上記の被害を把握するため、各災害による建物被害を下表の考え方で想定します。

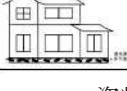
表 建物の被害棟数の方

災害	把握する建物被害
地震	焼失または全壊の可能性ある建物棟数 地震により焼失または全壊の可能性ある建物棟数を把握します。以下の①、②の棟数を町丁目ごとに把握・比較し、被害棟数が多い方を採用します。 ①延焼により焼失する可能性ある建物 ②建物倒壊により全壊する可能性ある建物
洪水	全壊の可能性ある建物棟数 洪水により全壊する可能性ある建物棟数を把握します。以下の①、②のどちらかに該当する場合、全壊建物と判断します。なお、①、②の両方に該当する場合は、重複がないように集計します。 ①洪水浸水想定区域（想定最大規模）の浸水深 2.3m以上の区域内にある建物 ②家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）内にある建物

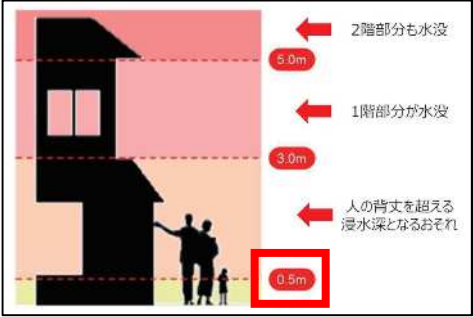
【参考資料：洪水による浸水深と建物の全壊判定の関係】

被災時の罹災証明書の判定根拠となる、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月）」では、全壊建物の判断基準を床上 1.8m以上の浸水としています。

また、洪水ハザードマップ等では 0.5m未満の浸水区域を床下浸水と想定していることから、両者を足し合わせた 2.3m以上の区域に立地する建物について、全壊する可能性があるとして評価します。

	床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐
	床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐
	床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐
	床下浸水 (浸水深の最も深い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐

資料：災害に係る住家の被害認定基準
運用指針（令和３年３月）

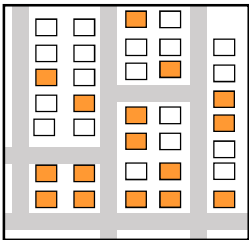
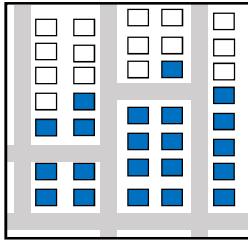


資料：立地適正化計画作成の手引き

(2) 建物の被害棟数に基づく被害区分

被災後に面整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる町丁目を把握するため、各災害において、町丁目内の 50%以上の建物が焼失または全壊する可能性がある場合を「面的被害が発生する可能性がある」町丁目の目安とします。

なお、本計画で想定している災害と実際の災害は、規模や被害状況が異なることも想定されるため、実際の被災状況に応じて、上記の目安に捉われない復興方法を検討することも重要です。

	地震	洪水
建物の被害のイメージ	 ■：焼失または全壊する可能性がある建物	 ■：全壊する可能性がある建物

被害想定区分	地震	洪水
面的被害が発生する可能性がある町丁目	焼失または全壊する可能性がある建物が町丁目内の建物の50%以上	全壊する可能性がある建物が町丁目内の建物の50%以上
部分的被害が発生する可能性がある町丁目	上記以外	上記以外で洪水浸水想定区域（想定最大規模）を含む
被害が発生する可能性が低い町丁目		洪水浸水想定区域（想定最大規模）外

【参考資料：面的被害が発生する可能性がある町丁目】

地震により焼失または全壊する可能性がある建物の棟数割合と洪水により全壊する可能性がある建物の棟数割合を下表に示します。

地震の場合には、約 3 割、洪水の場合には約 4 割が面的被害を受ける可能性がある町丁目に該当します。

表 地震により焼失または全壊する建物の棟数割合（町丁目単位）

焼失または全壊する 可能性がある建物の 棟数割合	地震	
	町丁目数	割合
10%未満	6	1.3%
10%以上～20%未満	18	3.9%
20%以上～30%未満	46	10.0%
30%以上～40%未満	128	27.7%
40%以上～50%未満	132	28.6%
50%以上～60%未満	88	19.0%
60%以上～70%未満	31	6.7%
70%以上～80%未満	11	2.4%
80%以上～90%未満	1	0.2%
90%以上	1	0.2%
合計	462	—

面的被害が発生する
可能性がある町丁目
(約 29%)

表 洪水により全壊する建物の棟数割合（町丁目単位）

全壊する可能性があ る建物の棟数割合	洪水	
	町丁目数	割合
10%未満	243	52.6%
10%以上～20%未満	12	2.6%
20%以上～30%未満	10	2.2%
30%以上～40%未満	12	2.6%
40%以上～50%未満	10	2.2%
50%以上～60%未満	9	1.9%
60%以上～70%未満	13	2.8%
70%以上～80%未満	17	3.7%
80%以上～90%未満	20	4.3%
90%以上	116	25.1%
合計	462	—

面的被害が発生する
可能性がある町丁目
(約 38%)

2-3-3 被害想定の結果

(1) 地震による被害

都市計画区域の全域で被害が想定されています。面的被害が発生する可能性がある町丁目は約3割となっており、鉄道駅や河川・湖の周辺など、都市計画区域の広範囲に分布しています。

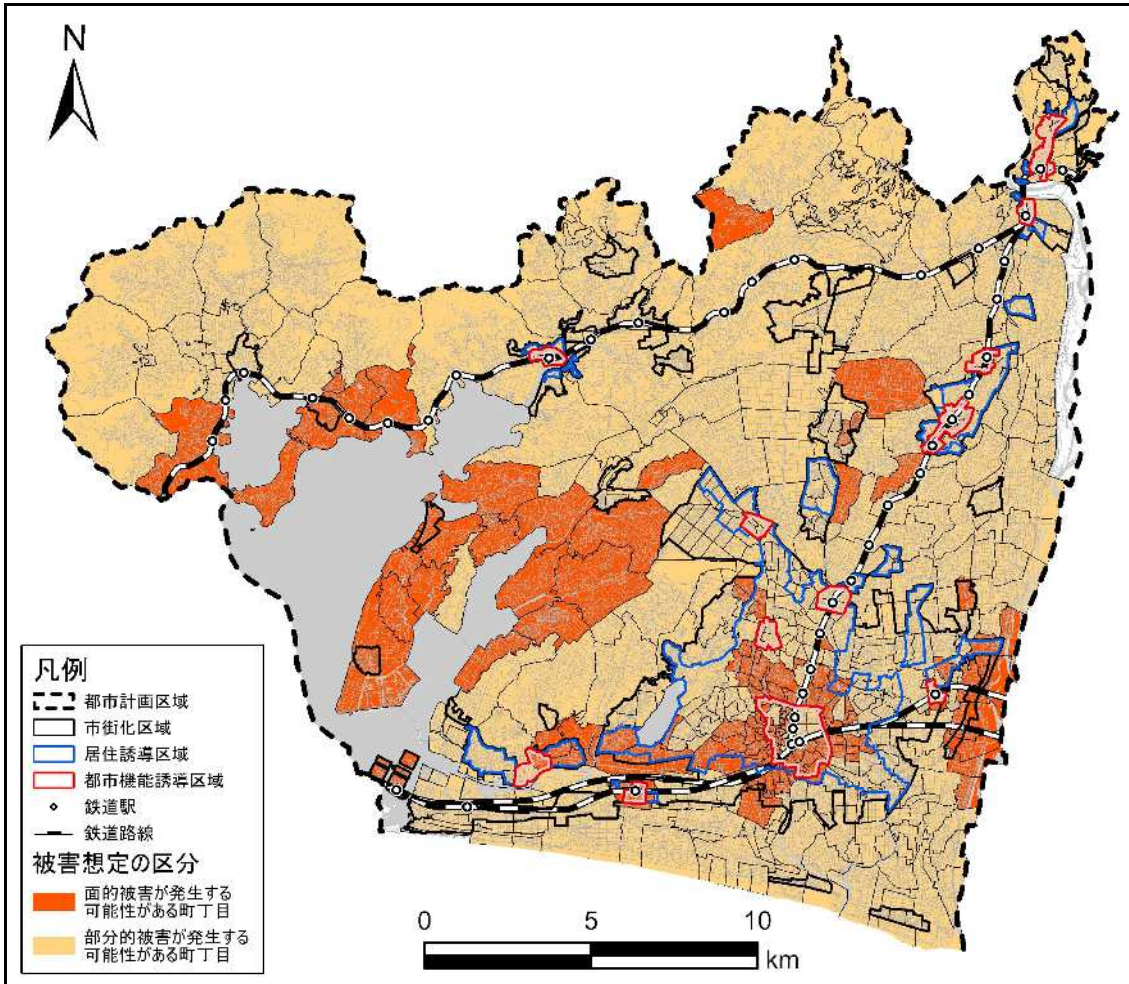


図 地震による被害想定の区分

表 地震による被害想定の区分

被害想定区分	都市計画区域	
	町丁目数	割合
面的被害が発生する 可能性がある町丁目	132	28.6%
部分的被害が発生する 可能性がある町丁目	330	71.4%
合計	462	—

(2) 洪水による被害

都市計画区域の町丁目のうち、面的被害が発生する可能性がある町丁目は約4割となっており、天竜川の扇状地を中心に馬込川沿岸等にも分布しています。また、部分的被害が発生する可能性がある町丁目も3割以上となっています。

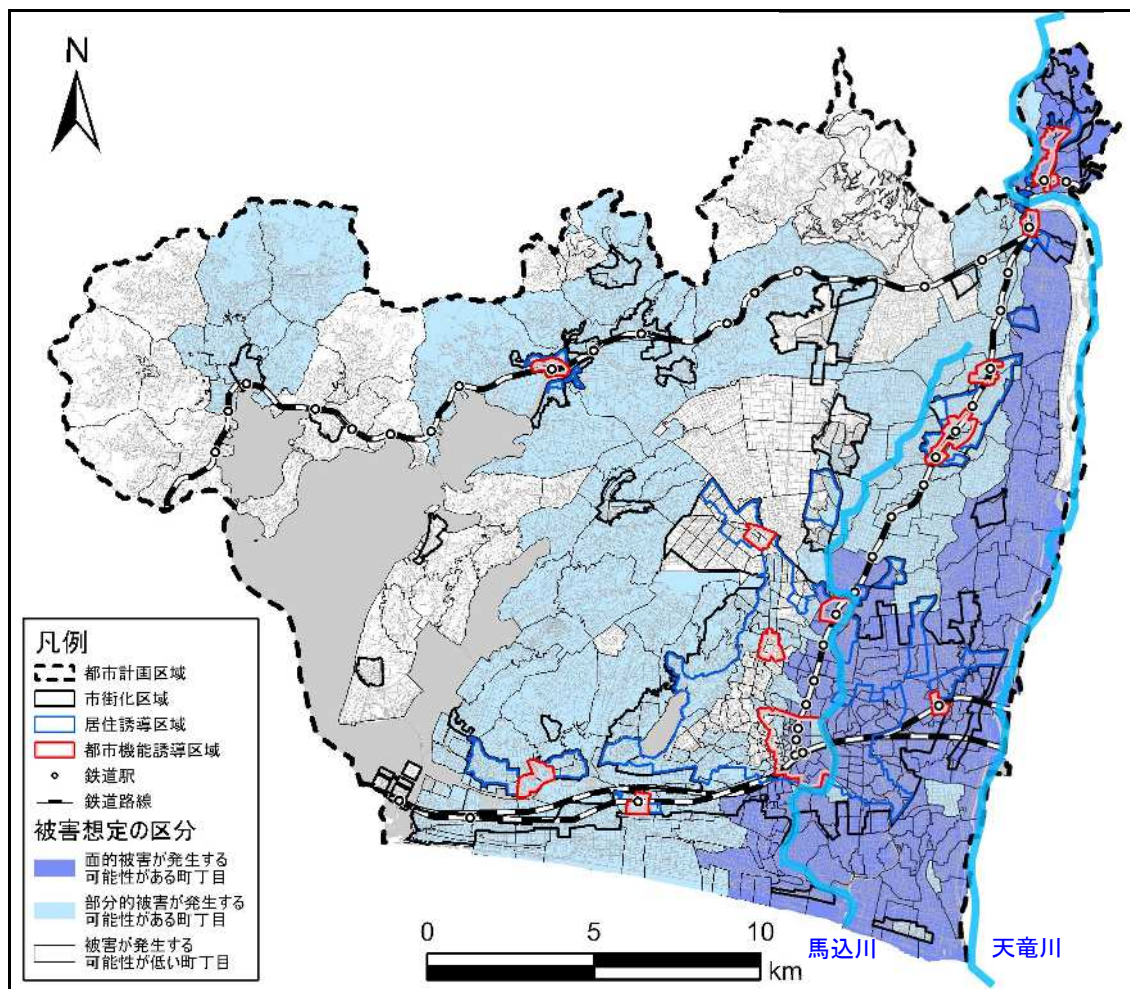


図 洪水による被害想定区分

表 洪水による被害想定区分

被害想定区分	都市計画区域	
	町丁目数	割合
面的被害が発生する可能性がある町丁目	175	37.9%
部分的被害が発生する可能性がある町丁目	159	34.4%
被害が発生する可能性が低い町丁目	128	27.7%
合計	462	—

(3) 地震と洪水の両方による面的被害

都市計画区域の町丁目のうち、地震と洪水の両方で面的被害が発生する可能性がある町丁目は約 1 割となっており、市の中心部や鉄道駅、河川の周辺などに分布しています。

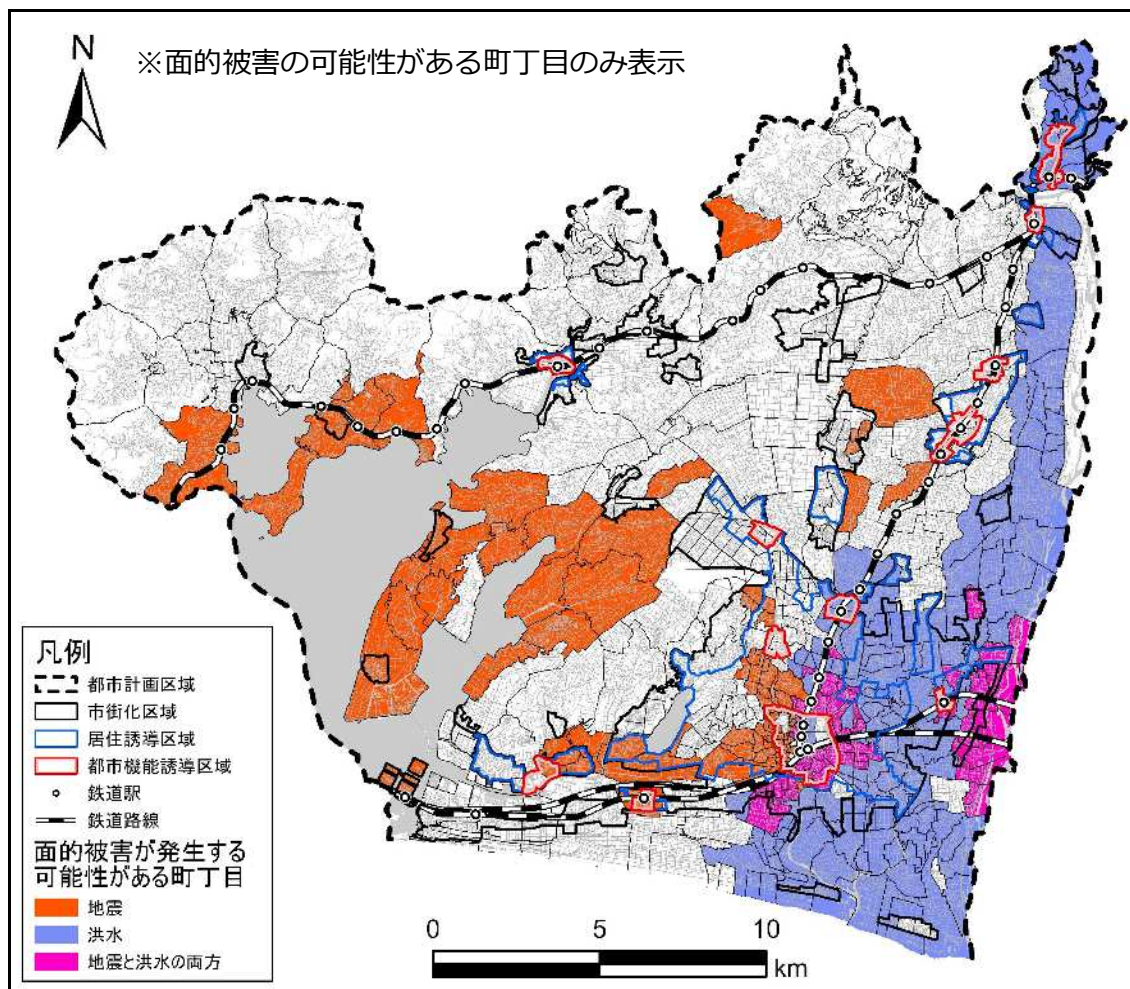


図 面的被害が発生する可能性がある町丁目

表 両方の面的被害が発生する可能性がある町丁目

被害想定区分	都市計画区域	
	町丁目数	割合
地震と洪水の両方による面的被害が発生する可能性がある町丁目	49	10.6%
合計	462	—

2-4 復興課題

2-4-1 被害想定と市街地特性の重ね合わせ

これまでに整理した本市の「被害想定」と「市街地特性」を重ね合わせ、大規模災害からの復興まちづくりを進める上での課題を整理します。

なお、本計画での「市街地特性」は、浜松市都市計画マスタープラン等の上位計画における位置づけと道路の整備状況等に着目した都市基盤の整備状況を指します。

表 被害想定と市街地特性の重ね合わせ

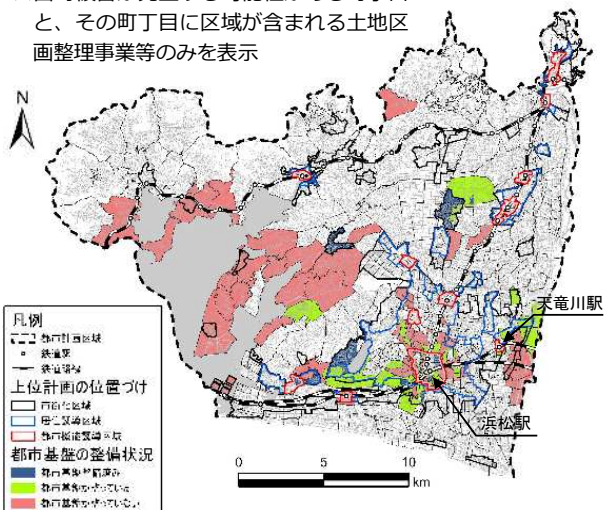
被害想定	市街地特性
(1) 地震による被害 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目	上位計画の位置づけ
(2) 洪水による被害 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目	都市基盤の整備状況
(3) 地震と洪水による複合的な被害 1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目	

×

(1) 地震による被害想定と市街地特性の重ね合わせ

1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目（132 町丁目/462 町丁目）

※面的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業等のみを表示



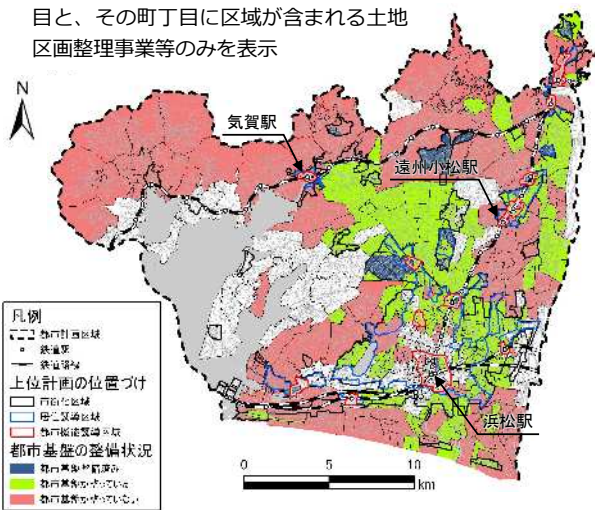
- ・面的被害が発生する可能性がある 132 町丁目のうち、市街化区域内は 112 町丁目（84.8%）、居住誘導区域内は 91 町丁目（68.9%）、都市機能誘導区域内は 45 町丁目（34.1%）、市街化調整区域内は 20 町丁目（15.2%）となっており、都市計画区域の広範囲で被害が想定されています。
- ・市街化区域内の 112 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 65 町丁目（58.0%）となっています。ただし、65 町丁目の中には、土地区画整理事業等により町丁目の一部で都市基盤が整備されている区域も含まれています。
- ・上記の 65 町丁目のうち、居住誘導区域内は 53 町丁目（81.5%）、都市機能誘導区域内は 27 町丁目（41.5%）となっており、主に浜松駅周辺や天竜川駅の東部に分布しています。

上位計画の位置づけ	都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域		市街化調整区域	
	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合
都市基盤の整備状況										
都市基盤が整っている	49	37.1%	47	42.0%	38	41.8%	18	40.0%	2	10.0%
都市基盤が整っていない	83	62.9%	65	58.0%	53	58.2%	27	60.0%	18	90.0%
合計	132	—	112	—	91	—	45	—	20	—

※土地区画整理事業等による都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目（330 町丁目/462 町丁目）

※部分的被害が発生する可能性がある町丁目と、その町丁目に区域が含まれる土地区画整理事業等のみを表示



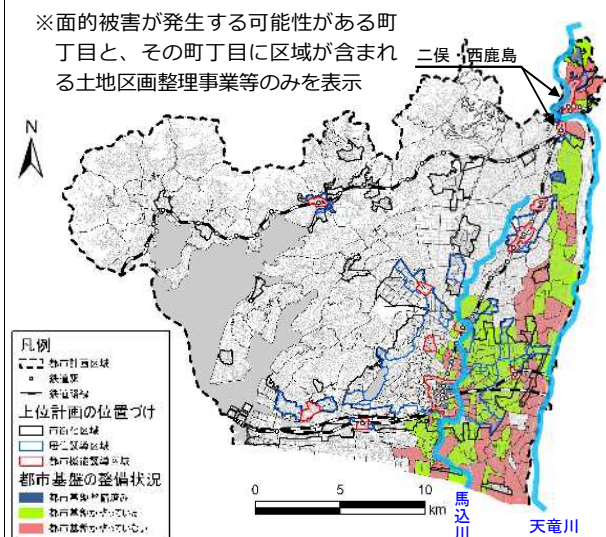
- ・部分的被害が発生する可能性がある 330 町丁目のうち、市街化区域内は 244 町丁目（73.9%）、居住誘導区域内は 154 町丁目（46.7%）、都市機能誘導区域内は 43 町丁目（13.0%）、市街化調整区域内は 86 町丁目（26.1%）となっています。
- ・市街化区域内の 244 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 65 町丁目（26.6%）となっており、主に郊外に分布しています。
- ・上記の 65 町丁目のうち、居住誘導区域内は 41 町丁目（63.1%）、都市機能誘導区域内は 14 町丁目（21.5%）となっており、浜松駅や気賀駅、遠州小松駅の周辺に分布しています。
- ・市街化調整区域の 86 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 61 町丁目（70.9%）となっており、市街化調整区域の広範囲に分布しています。

上位計画の位置づけ	都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域		市街化調整区域	
	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合
都市基盤の整備状況										
都市基盤が整っている	204	61.8%	179	73.4%	113	73.4%	29	67.4%	25	29.1%
都市基盤が整っていない	126	38.2%	65	26.6%	41	26.6%	14	32.6%	61	70.9%
合計	330	—	244	—	154	—	43	—	86	—

※土地区画整理事業等による都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

(2) 洪水による被害想定と市街地特性の重ね合わせ

1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目（175 町丁目/462 町丁目）

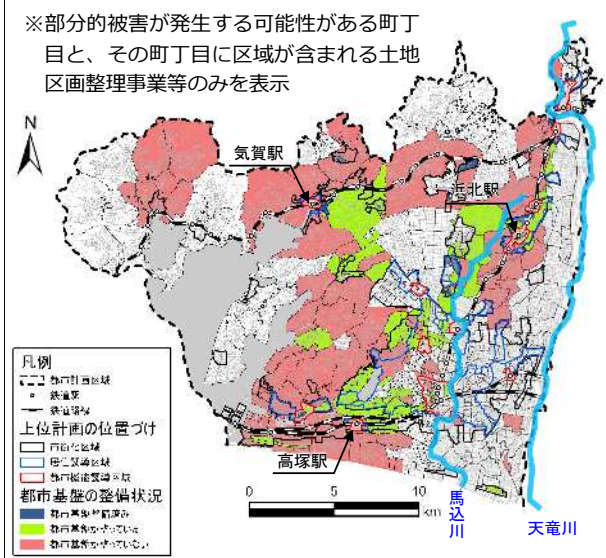


- ・面的被害が発生する可能性がある 175 町丁目のうち、市街化区域内は 136 町丁目（77.7%）、居住誘導区域内は 104 町丁目（59.4%）、都市機能誘導区域内は 29 町丁目（16.6%）、市街化調整区域内は 39 町丁目（22.3%）となっており、天竜川の扇状地を中心に馬込川沿岸等で広範囲で被害が想定されています。
- ・市街化区域内の 136 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 47 町丁目（34.6%）となっています。ただし、47 町丁目の中には、土地区画整理事業等により町丁目の一部で都市基盤が整備されている区域も含まれています。
- ・上記の 47 町丁目のうち、居住誘導区域内は 37 町丁目（78.7%）、都市機能誘導区域内は 11 町丁目（23.4%）となっており、浜松駅周辺の居住誘導区域の東部や二俣・西鹿島の都市機能誘導区域等に分布しています。

上位計画の位置づけ 都市基盤の整備状況	都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域		市街化調整区域	
	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合
都市基盤が整っている	105	60.0%	89	65.4%	67	64.4%	18	62.1%	16	41.0%
都市基盤が整っていない	70	40.0%	47	34.6%	37	35.6%	11	37.9%	23	59.0%
合計	175	—	136	—	104	—	29	—	39	—

※土地区画整理事業等による都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

2) 部分的被害が発生する可能性がある町丁目（159 町丁目/462 町丁目）



- ・部分的被害が発生する可能性がある 159 町丁目のうち、市街化区域内は 126 町丁目（79.2%）、居住誘導区域内は 84 町丁目（52.8%）、都市機能誘導区域内は 39 町丁目（24.5%）、市街化調整区域内は 33 町丁目（20.8%）となっています。
- ・市街化区域内の 126 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 53 町丁目（42.1%）となっており、主に都市計画区域の西部や浜北駅周辺等に分布しています。
- ・上記の 53 町丁目のうち、居住誘導区域内は 33 町丁目（62.3%）、都市機能誘導区域内は 19 町丁目（35.8%）となっており、気賀駅周辺や浜北駅南部、高塚駅周辺等に分布しています。
- ・市街化調整区域の 33 町丁目のうち、都市基盤が整っていない町丁目は 29 町丁目（87.9%）となっており、市街化調整区域の広範囲に分布しています。

上位計画の位置づけ 都市基盤の整備状況	都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域		都市機能誘導区域		市街化調整区域	
	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合	町丁目数	割合
都市基盤が整っている	77	48.4%	73	57.9%	51	60.7%	20	51.3%	4	12.1%
都市基盤が整っていない	82	51.6%	53	42.1%	33	39.3%	19	48.7%	29	87.9%
合計	159	—	126	—	84	—	39	—	33	—

※土地区画整理事業等による都市基盤整備済みの区域は、町丁目をまたがる場合や町丁目の一部のみが該当する場合があるため集計対象外

1) 面的被害が発生する可能性がある町丁目 (49 町丁目/462 町丁目)

※面的被害が発生する可能性がある町丁目

凡例

- 天竜川流域
- 浜松駅
- 天竜川駅

上位計画の位置づけ

- 河川計画区域
- 河川計画区域
- 河川計画区域
- 河川計画区域

都市基盤の整備状況

- 都市基盤が完成済み
- 都市基盤が完成予定
- 都市基盤が完成予定

- | 都市基盤の
整備状況 | 都市計画区域 | | 市街化調整区域 | | | | | | 市街化調整区域 | |
|---------------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|----------|-------|---------|------|
| | | | 市街化区域 | | 居住誘導区域 | | 都市機能誘導区域 | | | |
| | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 | 町丁目数 | 割合 |
| | | | | | | | | | | |
| 都市基盤が整っている | 23 | 46.9% | 23 | 47.9% | 18 | 47.4% | 9 | 56.3% | 0 | 0.0% |
| 都市基盤が整っていない | 26 | 53.1% | 25 | 52.1% | 20 | 52.6% | 7 | 43.8% | 1 | 100% |
| 合計 | 49 | － | 48 | － | 38 | － | 16 | － | 1 | － |

	地震	洪水
--	----	----

The diagram illustrates the relationship between disaster damage types and recovery goals. On the left, a vertical list of damage types is shown, each with an arrow pointing to a central box. This central box is connected by a line to a vertical label 'すべてに該当' (Applies to all). From this label, lines connect to a list of recovery goals on the right.

災害被害の種類 (Types of Disaster Damage):

- 面的被害は市街化区域の割合が高く、都市基盤が整っていない地域も被害が想定される (Surface damage is high in urbanized areas, and damage is expected in areas where the urban infrastructure is not well-developed)
- 面的被害は居住誘導区域や都市機能誘導区域も想定される (Surface damage is also expected in residential guidance areas and urban function guidance areas)
- 部分的な被害は都市計画区域の広範囲で想定される (Partial damage is expected over a wide range of urban planning areas)
- 市街化調整区域の広範囲で被害が想定される (Damage is expected over a wide range of urban development adjustment areas)
- どちらの災害でも面的被害が想定される地域があり、誘導区域内も被害が想定される (In both types of disasters, there are areas where surface damage is expected, and damage is also expected within guidance areas)

復興課題 (Recovery Issues):

- 円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興ができる都市の形成 (Formation of a city where restoration and reconstruction can be carried out smoothly, quickly, and appropriately)
- 災害を繰り返さない都市の形成 (Formation of a city that does not repeat disasters)
- 地域コミュニティの維持 (Maintenance of local community)
- 既存都市基盤の活用 (Utilization of existing urban infrastructure)
- 地震と洪水に対応した複眼的な整備 (Comprehensive preparation for earthquakes and floods)
- 拠点をはじめとした都市機能の早期回復と誘導区域のより良い復興 (Early recovery of urban functions starting from hubs and better reconstruction of guidance areas)

2-4-2 復興課題の整理

本市の被害想定と市街地特性の重ね合わせから、復興まちづくりを進めていく上で
の課題を以下に整理します。

都市計画区域

【円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興ができる都市の形成】

- 広範囲での被害が想定されていますが、被害が大きい地域の全てで面整備による復興を行うことは不可能なため、「都市計画マスタープラン」等における長期的な都市づくり方針と整合を図りながら、円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興ができるようにすることが必要です。
- 従来から課題を抱える地域では、復興とあわせて地域の課題を解消できるようにすることが必要です。

【災害を繰り返さない都市の形成】

- 再び災害が発生した際にも安全・安心に暮らし続けることができる都市を形成することが必要です。

【地域コミュニティの維持】

- 人口が集積し、被害が想定される地域においては、既存の地域コミュニティを維持するための早期復旧に向けた備えが必要です。

市街化区域

【既存都市基盤の活用】

- 市街化区域の広範囲での被害が想定されるため、要する時間や整備費を考慮し、可能な限り既存の都市基盤を活かすことが必要です。

【地震と洪水に対応した複眼的な復興】

- 地震と洪水の両方で大きな被害を受ける可能性がある地域があるため、復興後にどちらの災害にも対応することができる複眼的な整備が必要です。

居住誘導区域・都市機能誘導区域

【拠点をはじめとした誘導区域の早期回復と誘導区域のより良い復興】

- 居住誘導区域では、被災後も住み続けられるよう、コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくりを見据え、都市基盤を整えるなど居住環境の向上を図る整備が必要です。また、被害状況に応じて誘導区域の見直しも必要です。
- 都市機能誘導区域では、多様な高次都市機能の集積と交流の場としての魅力を備える中心市街地や地域特性に応じた都市機能の集積の促進が必要です。また、これらの拠点の重要性に鑑み、必要に応じて被害程度に捉われない整備が必要です。
- 都市基盤が整っていない地域では、復興後も都市機能が衰退することがないように早期回復に繋げることが必要です。

2-5 復興まちづくりの将来像

前節の復興課題を踏まえ、事前復興編における復興まちづくりの将来像を設定します。一日も早い生活再建と災害を繰り返さない安心して暮らし続けられる未来へ向けた都市づくりのため、市民との協働のもと、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」を目指し、以下の将来像を設定します。

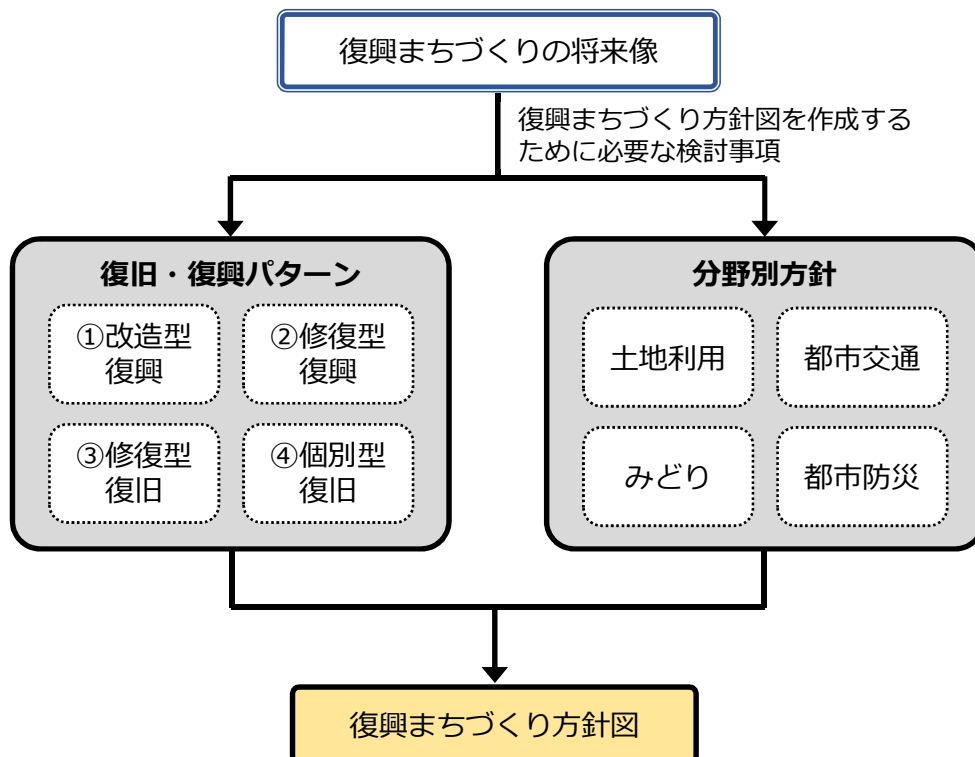
安全・安心・快適に暮らし続けることができる災害に強いまち
～地域の思いをのせた、より良い未来の創造～

2-6 復興まちづくり方針図

復興まちづくりの将来像を実現するため、本市において想定される被災後の市街地整備を「復興まちづくり方針図」として整理します。

被災後の市街地整備手法を「復旧・復興パターン」の設定と、都市計画マスタープランに基づく事前復興編の「分野別方針」の整理により、復興まちづくり方針図を作成します。

災害が発生した際には、この復興まちづくり方針図を参考に、実際の被害状況や地域の復興まちづくりに対する機運、課題等を踏まえ、復興まちづくりを進めます。



2-6-1 復旧・復興パターン

(1) 復旧・復興パターンの設定

災害が発生した際には、地域によって被害状況や都市基盤の整備状況は異なるため、地域の実情に即した市街地整備手法を検討する必要があります。

そのため、これまでに整理した「都市基盤の整備状況」と「被害想定」の結果を用いて、下図のように4種類の復旧・復興パターンを設定します。

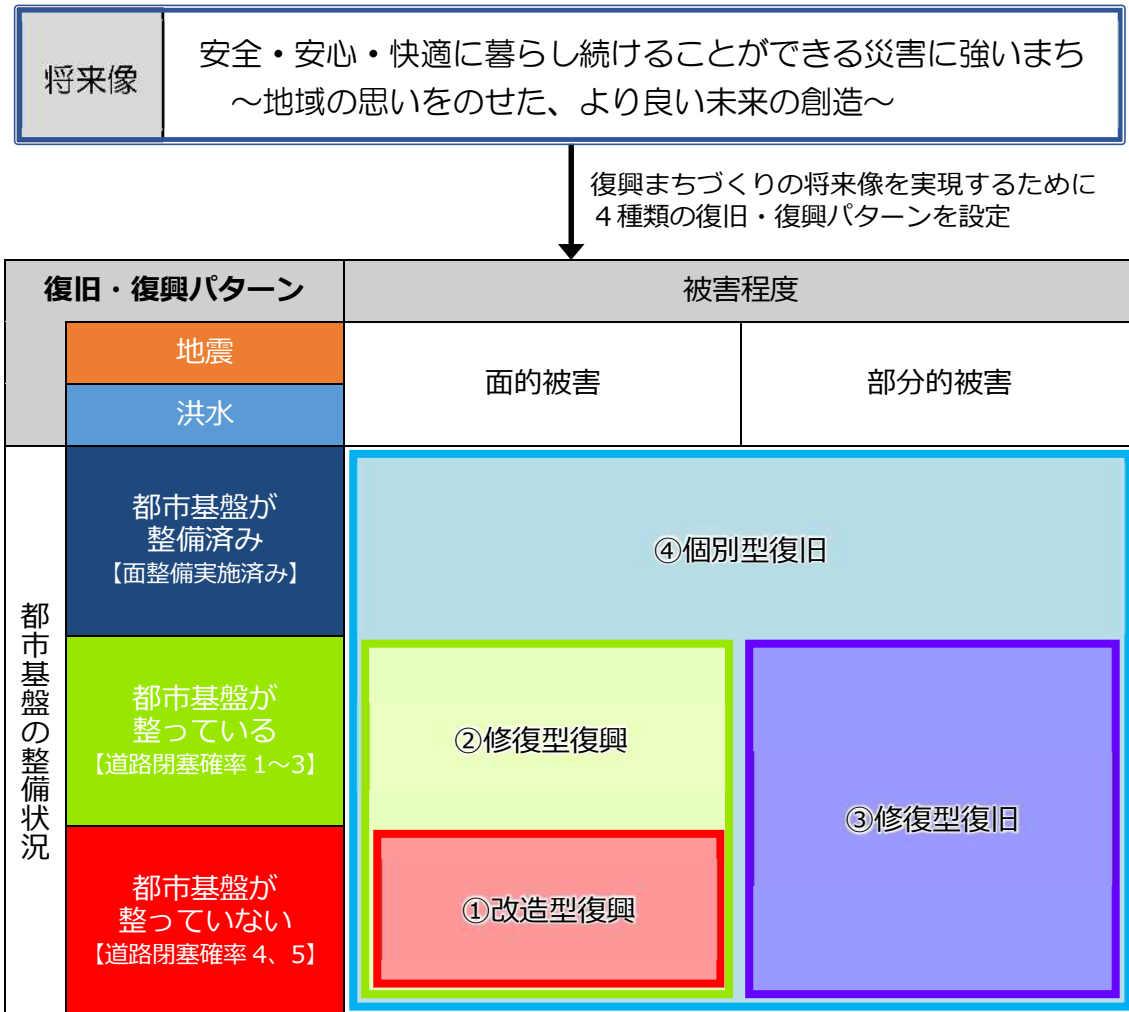
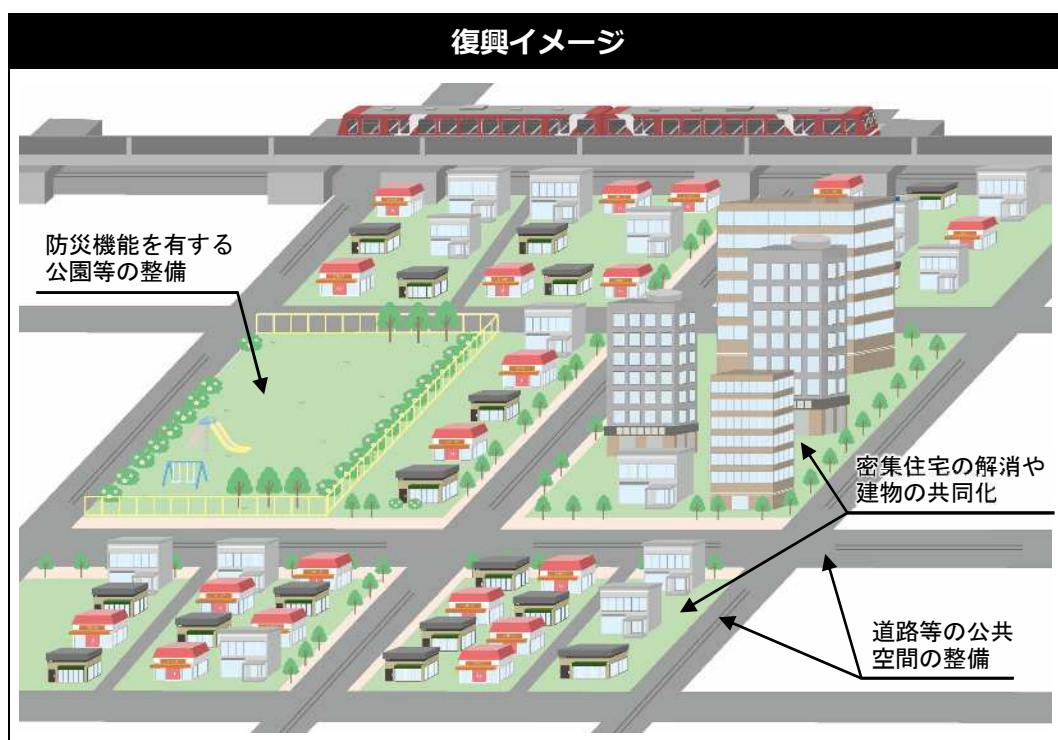


図 復旧・復興パターンの設定

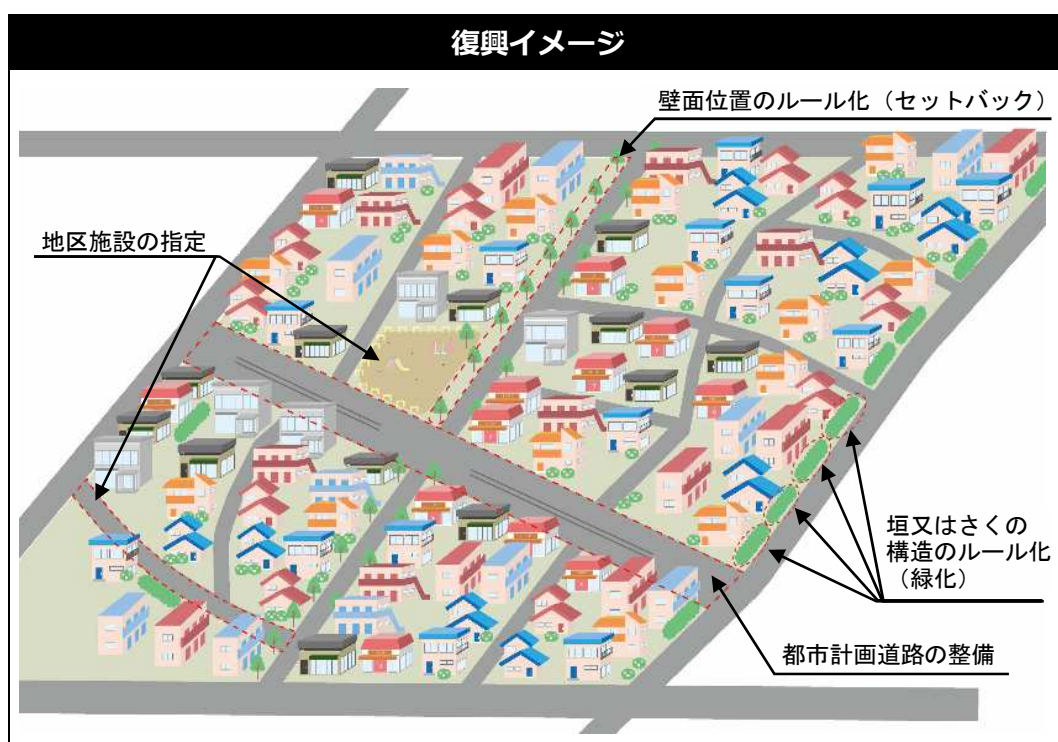
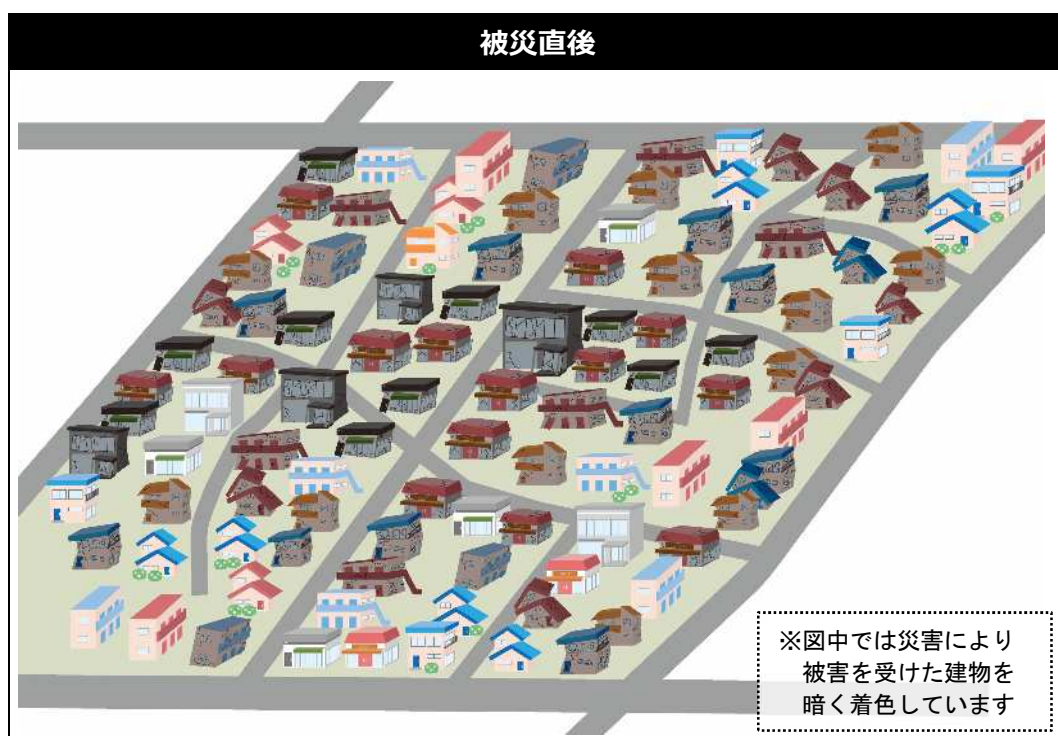
① 改造型復興

道路が狭く木造住宅が密集する市街地等の都市基盤に課題を抱えている地区が大きな被害を受けた場合には、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法の導入により、抜本的な整備によるまちづくり【復興】を進めます。



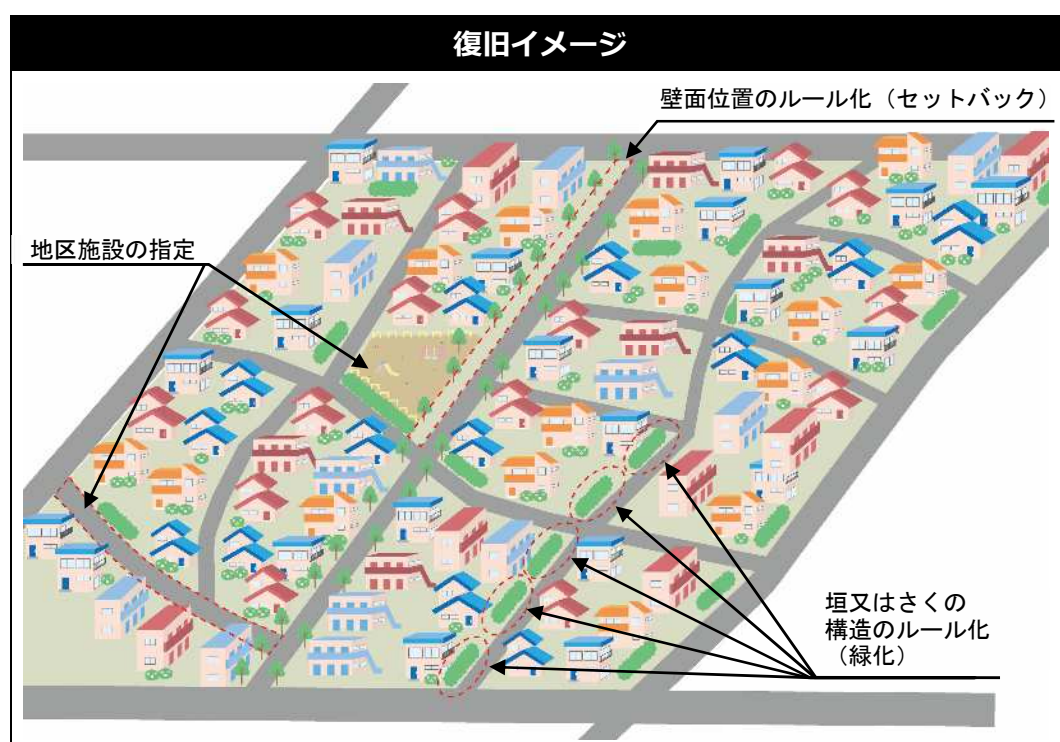
② 修復型復興

道路等の都市基盤が一定程度整備されている地区が大きな被害を受けた場合には、既存道路等の都市基盤を活かしつつ、復興とあわせて地域の抱える課題を解決することができるように建物の再建や未整備の都市施設の整備、地区計画等のまちづくりのルールを組み合わせたまちづくり【復興】を進めます。



③ 修復型復旧

部分的被害の場合には、原則として再度の面整備は実施しないため、住民・事業者主体の個別再建や既存の都市基盤の復旧が基本となります。その上で被害状況や地域のまちづくりの機運等に応じて地区計画等のまちづくりのルールを組み合わせたまちづくり【復旧】を進めます。



④ 個別型復旧

建物の損傷などが部分的かつ小規模な被害の場合は、都市基盤の復旧と併せて、被災した建物の個別再建への支援を行います。

(2) 復旧・復興パターンの適用方針

「都市基盤の整備状況」と「被害想定」に基づき設定した復旧・復興パターンを被災地域に適用する際は、本市の長期的な都市づくりの方針と整合を図る必要があるため、下表に示す都市計画マスタープラン等の上位計画の位置づけごとに復興まちづくり方針を設定します。

表 上位計画における位置づけ

上位計画における位置づけ	概要
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
市街化区域 (誘導区域を除く)	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域として、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする区域。

1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復旧・復興パターン

都市機能誘導区域と居住誘導区域は、持続可能な都市づくりのために都市機能や居住を誘導する区域であるため、より安全性や交通利便性等が高いまちづくりに向けた整備を行います。

そのため、被災前の都市基盤の整備状況に応じて、面的被害の場合には①、②、④、部分的被害の場合には③または④の復旧・復興パターンを基本とします。

復旧・復興パターン		被害程度	
	地震	面的被害	部分的被害
	洪水		
都市基盤の整備状況	都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】	④個別型復旧	④個別型復旧
	都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1～3】	②修復型復興	③修復型復旧
	都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】	①改造型復興	

図 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復旧・復興パターン

2) 市街化区域（誘導区域を除く）の復旧・復興パターン

既に市街地が形成されており、今後計画的に開発・整備を進めていく区域については、既存の都市基盤を活かした整備を行います。

そのため、被災前の都市基盤の整備状況に応じて、面的被害の場合には②または④、部分的被害の場合には③または④の復旧・復興パターン基本とします。

復旧・復興パターン		被害程度	
都市基盤の整備状況	地震	面的被害	部分的被害
	洪水		
	都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】	④個別型復旧	④個別型復旧
	都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1～3】	②修復型復興	③修復型復旧
	都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】		

図 市街化区域（誘導区域を除く）の復旧・復興パターン

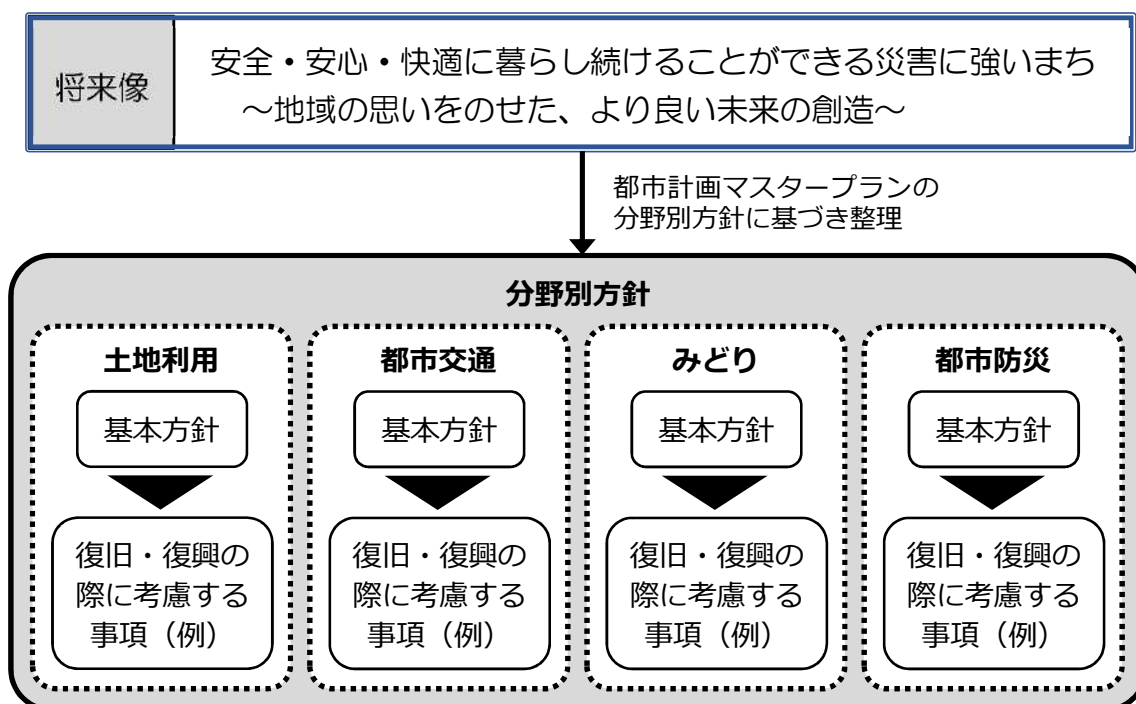
3) 市街化調整区域での復旧・復興パターン適用方針

市街化調整区域では、被害程度や被災前の都市基盤の整備状況にかかわらず「④個別型復旧」の適用を基本とします。

2-6-2 分野別方針

事前復興編の将来像を実現するため、長期的な展望に立った都市計画の基本理念や目標を示す都市計画マスタープランと整合を図り、「土地利用」、「都市交通」、「みどり」、「都市防災」の4分野において、復興まちづくりを進める際に踏まえるべき「基本方針」を整理します。

また、復旧・復興の際に考慮する事項を都市計画マスタープランの分野別方針等に基づき例示し、今後のまちづくりの方向性を踏まえて適宜、見直しを行います。



(1) 土地利用

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき土地利用の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

公共交通と連携したコンパクトでメリハリのある土地利用

便利で効率的なサービス提供が可能な拠点ネットワーク型都市構造への転換を図るため、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進する。

多様な地域に応じた暮らしや都市活力を支える土地利用

多彩な基盤（生活、産業、観光）を活かし、市民の豊かな暮らしや都市活力を支える土地利用を誘導する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 被災後でも市民の豊かな暮らしや都市活力を維持するため、4種類の復旧・復興パターンに基づき、適切な復旧・復興手法を設定します。なお、土地利用の設定にあたっては、地域のニーズを把握した上で、地域の実情に即した復興まちづくりを進めます。
- 想定外の災害が発生する可能性もあることから、被害状況に応じて、上記の復旧・復興パターンに捉われない土地利用を設定します。
- 拠点間を結ぶ公共交通の沿線等では、コンパクトな都市づくりを見据えて、都市機能や居住の誘導を図るほか、住工混在等の土地利用に関する課題を抱える地域で面的な被害を受けた場合等については、地域の課題解消と併せて、居住誘導・都市機能誘導区域の見直し等を含めた復興まちづくりにおける土地利用を検討します。

2) 復旧・復興の際に考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、土地利用に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

復旧・復興の際に考慮する事項（例）
高密度な土地利用を誘導する商業・業務地や木造建築物が多く、出火の可能性が高い地域等では、市街地の不燃化を促進するため防火地域・準防火地域の指定を検討する
居住誘導区域・都市機能誘導区域のうち、建物倒壊や延焼火災の危険性が高い市街地では、市街地開発事業等による安全性の高い都市空間の整備等を検討する
都市の防災性向上のため、地区計画等を活用しオープンスペースの確保を検討する
市街地外の浸水被害のおそれのある地域では、コンパクトな都市づくりと連携して、都市機能や居住の制限を検討する
住宅地と工業系建物が混在した地区においては、地区の安全度向上を図るため、誘導区域の見直しと合わせて住工混在の解消を検討する
居住誘導を図る公共交通沿線では、必要に応じて誘導区域の見直しを検討する

(2) 都市交通

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき都市交通の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた交通ネットワークの形成

安全かつ快適に移動ができる交通体系への転換を図るため、地域の暮らしや土地利用のメリハリに応じた、最適で誰もが利用しやすい交通ネットワークを形成する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 道路や公共交通は、市民の日常生活や産業・経済活動を支える基盤となるため、迅速な復旧を図ります。その上で、防災性の向上、災害発生時の円滑な復旧・復興を図るために必要な道路ネットワークの構築を図ります。
- 都市の拠点となるものの都市基盤が整っていない地域等や交通安全等の課題を抱える地域の復興まちづくりにおいては、市街地整備にあわせ、暮らしを支える道路を適切に配置します。
- 都市拠点や道路の復興状況を踏まえ、復興まちづくりとあわせた公共交通ネットワークの再編や新たな交通軸を検討します。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、都市交通に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

復旧・復興の際に考慮する事項（例）
広範囲に延焼のおそれのある地域では、延焼遮断帯を形成するために、幹線道路の整備を検討する
災害時の円滑かつ迅速な避難と復旧・復興活動が可能となるように、必要となる緊急輸送路や避難路となる幹線道路の整備を検討する
緊急輸送路や避難路の機能を確保するために、主要道路を補完しあえるネットワークの形成や無電柱化、橋梁の耐震化などを検討する
交通渋滞や交通安全上の課題を抱える地域では、都市計画道路の整備等により、復興とあわせた課題の解消を検討する

(3) みどり

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべきみどりの基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

量と質に着目したみどりの保全・創出と活用

みどりの持つ多様な機能がグリーンインフラとして都市づくりに最大限発揮されるよう、地域の暮らしに応じたみどりの保全・創出と、地域特性や市民の多様なニーズに柔軟に対応した量と質に着目した取組みを推進する。

復興まちづくりにおける基本方針

○公園・緑地は、災害時の避難場所・防災拠点としての役割のほか、延焼や洪水等の被害を軽減する機能を有しています。復興まちづくりにあたっては、新たに配置する公園・緑地に付加する機能のほか、既存の公園・緑地の立地状況等の地域の実情を踏まえ、防災性向上と良好なまち並み景観の形成を図ります。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、みどりに係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

復旧・復興の際に考慮する事項（例）
災害時の避難場所を確保するため、地区計画や緑地協定等の制度の活用や農地の生産緑地指定を検討する
洪水調整機能のある山林や水田の保全・整備を検討する
災害時に緊急避難場所や復旧・復興活動の拠点となる公園の機能が発揮されるように、必要な施設・設備の整備を検討する
身近な公園・緑地等が不足している地域では、街区公園をはじめとする住区基幹公園の整備を検討する

(4) 都市防災

1) 基本方針

都市計画マスタープランの分野別方針と整合を図り、特に復興まちづくりを進める際に踏まえるべき都市防災の基本方針を設定します。

都市計画マスタープランにおける基本的な考え方

災害に強い都市づくりの推進

災害を防ぐ「防災」と被害を最小化する「減災」の対策とともに、事前に災害時や被災後の復興に向けて準備をしておく「備え」の観点から、災害に強い都市づくりを推進する。

復興まちづくりにおける基本方針

- 地震災害と洪水の両方の被害が想定される地域では、どちらの災害にも対応する複眼的な整備方法を検討します。
- 同様の被害を繰り返さないよう、また、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」を実現することができるよう、市民・事業者と行政が協働して、災害の発生に備えた都市づくりを実施します。

2) 復旧・復興にあたり考慮する事項（例）

上記の基本方針を踏まえ、都市防災に係る復旧・復興の際に考慮する事項を例示します。

復旧・復興の際に考慮する事項（例）
建築物の積極的な耐震化を検討する
河川や排水ポンプ場の改修を検討する
一定規模以上の開発行為において、雨水流出量を抑制するために、雨水調整池、雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装を検討する
河川事業や市街地開発事業等と連携して、雨水排水施設の整備を検討する
災害時における都市機能を確保するために、上下水道の耐震性を向上させるための整備を検討する
電気、通信、ガス等のライフラインを強化するために、事業者への積極的な働きかけを検討する
災害時のエネルギー源の確保のために、公共施設や民間施設での再生可能エネルギー等の導入を検討する

2-6-3 復興まちづくり方針図

これまでに整理した「復旧・復興パターン」と「分野別方針」を踏まえ、復興まちづくり方針図を作成します。復旧・復興パターンを被災地域に適用する際は、本市の長期的な都市づくりの方針と整合を図る必要があるため、上位計画の位置づけごとに復興まちづくり方針を設定します。

(1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復興まちづくり方針

復旧・復興パターンと分野別方針を考慮した都市機能誘導区域と居住誘導区域の復興まちづくり方針を下図に示します。実際の被害状況やまちづくりの機運等を踏まえ、柔軟に復旧・復興パターンの適用を検討します。

復興まちづくり方針		被害程度	
	地震	面的被害	部分的被害
	洪水		
都市基盤の整備状況	都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】		
	都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1～3】		
	都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】		

※ 1：被害状況や地域のまちづくりの機運、地域課題等を踏まえて検討

※ 2：未整備の都市施設の状態を踏まえて検討

図 都市機能誘導区域・居住誘導区域の復興まちづくり方針

(2) 市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針

復旧・復興パターンと分野別方針を考慮した市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針を下図に示します。実際の被害状況やまちづくりの機運等を踏まえ、柔軟に復旧・復興パターンの適用を検討します。

復興まちづくり方針		被害程度	
	地震	面的被害	部分的被害
	洪水		
都市基盤の整備状況	都市基盤が整備済み 【面整備実施済み】		
	都市基盤が整っている 【道路閉塞確率 1～3】		
	都市基盤が整っていない 【道路閉塞確率 4、5】		

※ 1：被害状況や地域のまちづくりの機運、地域課題等を踏まえて検討

※ 2：未整備の都市施設の状況を踏まえて検討

図 市街化区域（誘導区域を除く）の復興まちづくり方針

(3) 復興まちづくり方針図

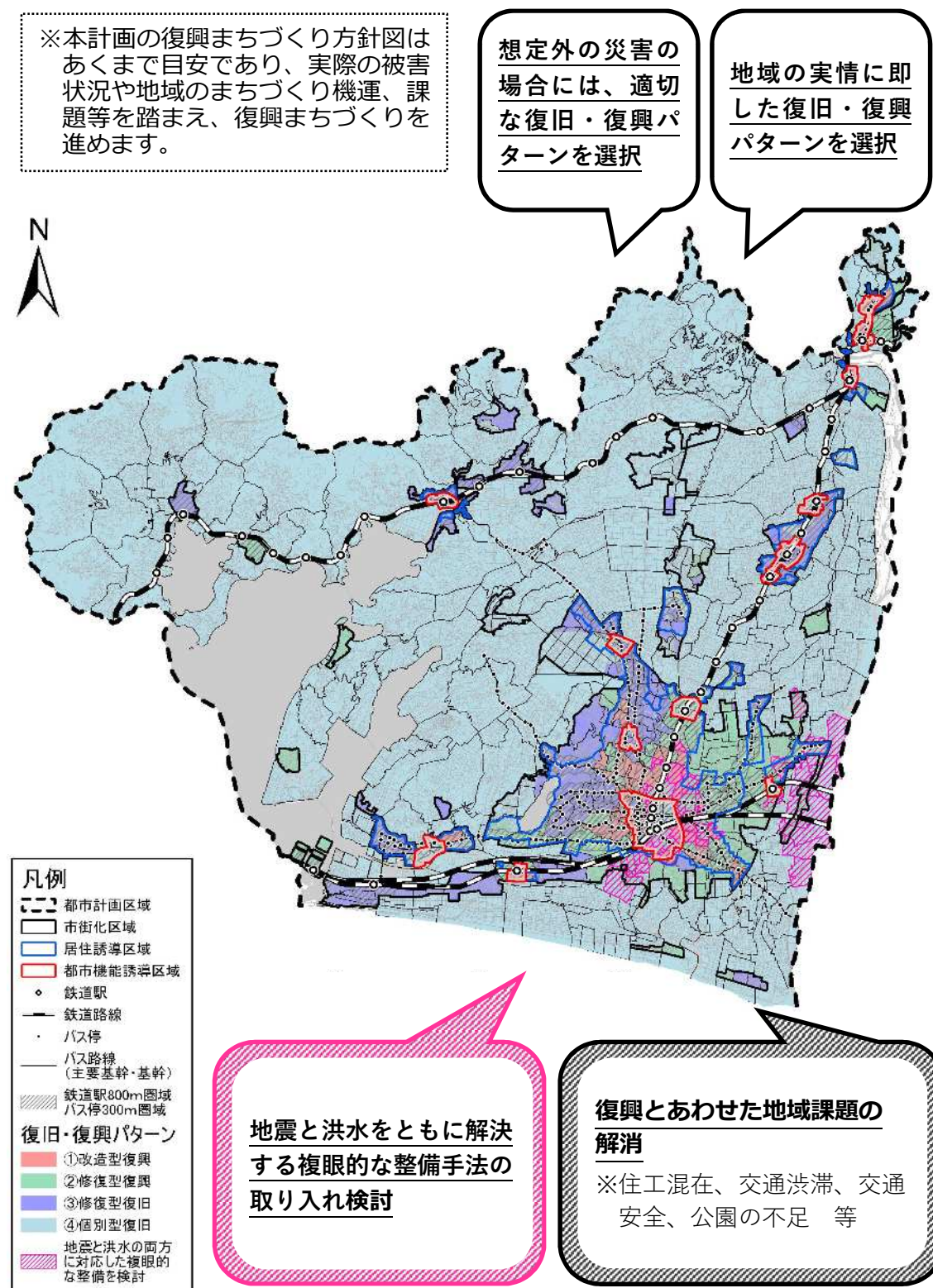


図 復興まちづくり方針図

第3章 都市復興のプロセス

本章では、被災後の都市復興を進めていくための体制や役割分担、取組みの流れを整理します。これらを事前に理解していただくことにより、市民の方々の防災意識の向上や個人でできる対策の促進に加え、復興まちづくりに対応可能な市職員の育成により、より良い復興を実現します。

3-1 都市復興の体制

復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組（自助）が基本となりますが、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力だけでは解決することが困難になります。そのため、地域力を活かした助け合い（共助）や行政による公的支援（公助）を組み合わせた自助・共助・公助のバランスのとれた復興体制が求められます。

浜松市地域防災計画において、行政の復旧・復興体制として、発災直後は災害対策基本法に基づいて立ち上げられる「災害対策本部」が役割を担うこととなります。その後、本格的な復興まちづくりに移行する段階では、災害対策本部の役割は縮小し、庁内の体制は「災害復旧・復興本部」に移行されます。

災害復旧・復興本部では、復興まちづくりを進めていくために「災害復興計画策定委員会」を設置し、「災害復興計画」を策定します。また、災害復興計画のうち、都市分野である「都市復興基本計画」については、「都市・農山漁村復興計画部会」を設置し策定します。計画策定の際は、諮問機関として「復興計画審議会」を設置し、広く市民や学識経験者等の参画を得ることとしています。

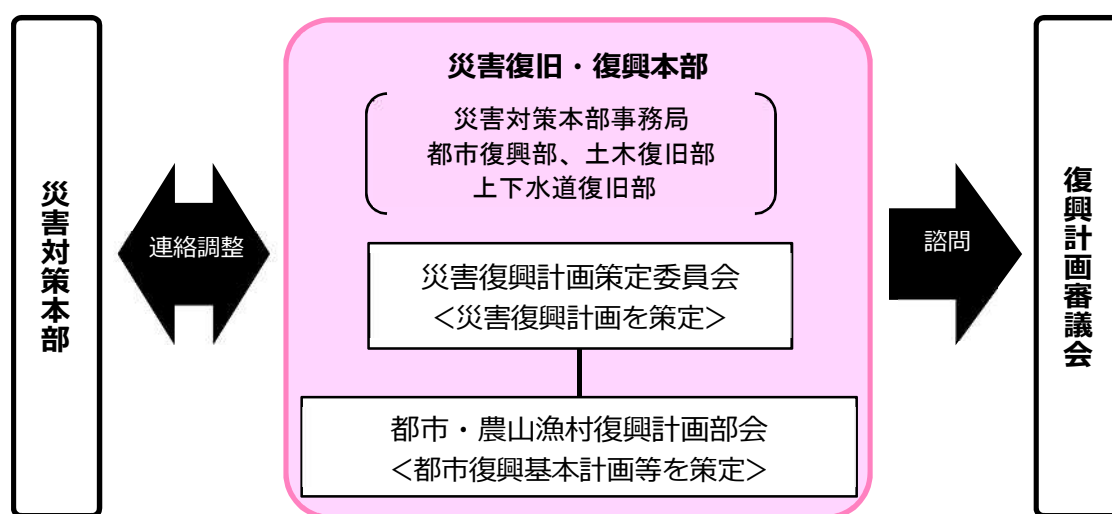


図 行政の復旧・復興体制

※浜松市地域防災計画第4章復旧・復興対策計画から図化

3-2 都市復興の流れ

3-2-1 行動計画フロー

都市の復興に向けた主要な行動項目を時系列で示すと下図の通りです。次頁以降では、各行動項目の概要に加え、「行政の役割」と「市民の役割」について示しています。

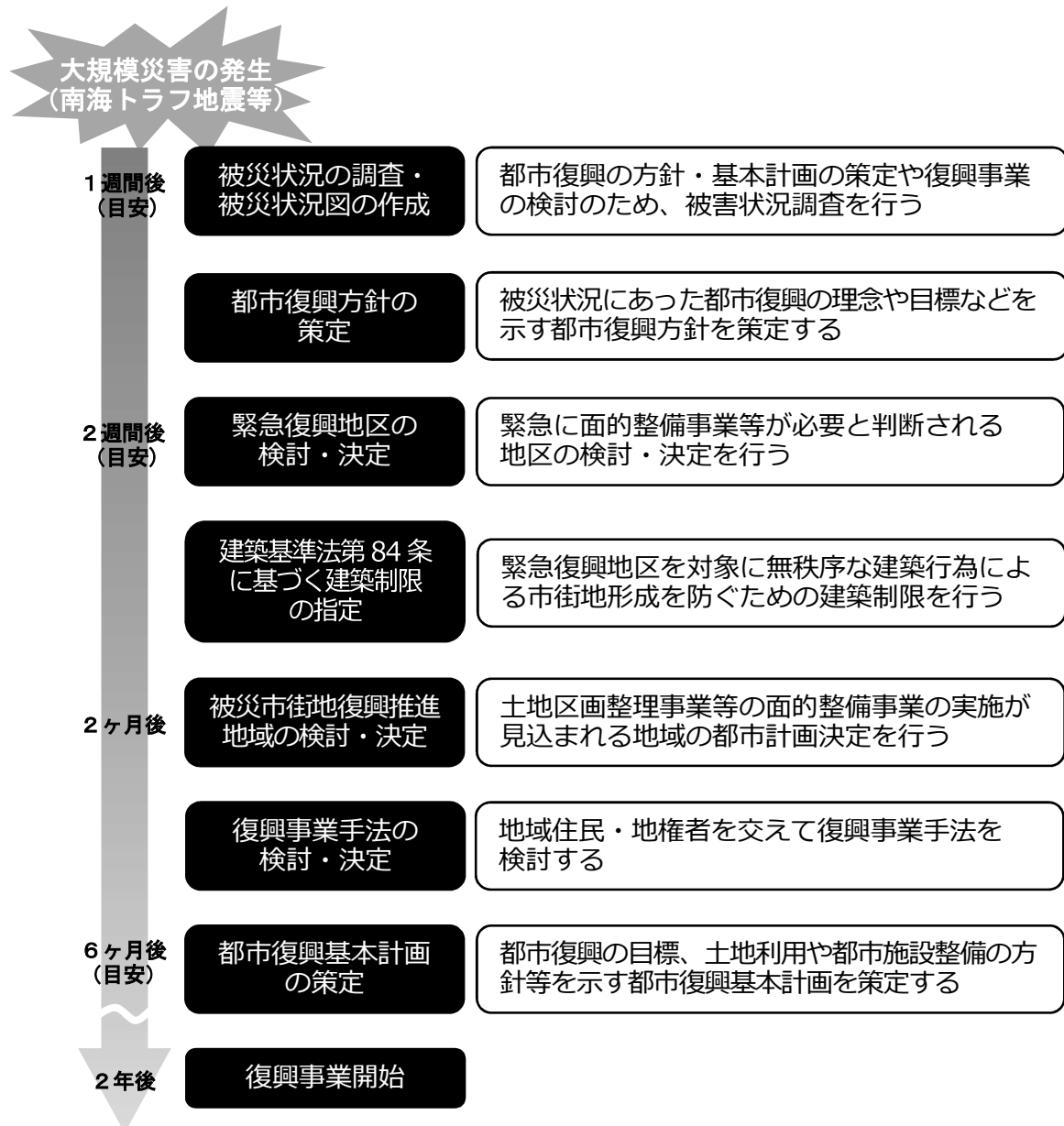


図 行動計画フロー

3-2-2 行動計画の概要

(1) 被災状況の調査・被災状況図の作成【目安：発災から1週間】

建物被害の状況は、都市を復興する上で最も基礎的かつ重要な情報です。そのため、広い範囲で建物の全壊等の被害が連担した面的被害を受けた地域や、道路等の都市施設の被害状況を中心に把握し、都市復興に関する方針・計画の策定や復興事業の検討に活用します。行政は発災から1週間を目処に被災状況の調査と被災状況図の作成を行います。

行政の役割	市民の役割
・集積される情報から地域全体における被害の大枠を把握し、必要に応じて、現地調査を行う。 ・被害状況を被災概況台帳に整理し、被災状況図を作成する。	・行政が行う被害状況の調査に協力する。 ・後の罹災証明書取得のため、発災直後の自宅の様子等を撮影し被害状況を記録する。

(2) 都市復興方針の策定【目安：発災から2週間以内】

「都市復興方針」とは、被災者の生活再建や市街地の復興など、都市の復興に関する行政の基本的な考え方を被災後の早い段階で市民に提示するものであり、その後の復興のための各種施策を展開する際の指針となります。行政は発災から2週間以内を目処に都市復興方針を策定し、公表します。

都市復興方針では、本計画の共通編と事前復興編の内容を踏まえつつ、都市の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の形成を図るための都市復興の理念や目標等を掲げます。

行政の役割	市民の役割
・復興まちづくりの方向性を示す都市復興方針を策定し、市民等に対して周知する。	・行政が作成する都市復興方針を把握する。

(3) 緊急復興地区の決定【目安：発災から2週間以降】

「緊急復興地区」とは、緊急に面的整備事業等が必要と判断される地域のことです。

緊急復興地区を検討する際には、本計画の事前復興編で整理した復旧・復興パターンの考え方にに基づき、被災状況の調査結果と地域の課題を重ね合わせた上で、面的な復興事業等が必要な地域を抽出します。

その後、関係機関との協議調整を図りながら、再び都市基盤の脆弱な市街地が形成されないように、これらの地域のうち市街地開発事業等の導入が必要と判断される地域を緊急復興地区として決定します。

行政の役割	市民の役割
・復興まちづくり方針と被害状況を踏まえて、緊急復興地区を選定し、周知する。	・自らが所有する土地が、緊急復興地区に該当するか把握する。

(4) 建築基準法第84条に基づく建築制限の指定【目安：発災から2週間以降】

面的整備事業等の実施にあたり、事業開始までの期間に無秩序な市街地形成が進むと健全な都市復興の妨げとなるため、緊急復興地区での建築行為等を制限します。そのため、発災日から最長2か月の期間において、建築基準法第84条に基づく建築制限地域として指定し、建築行為を制限します。

なお、東日本大震災では「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」が制定され、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置が設けられました。

行政の役割	市民の役割
・緊急復興地区において、復興まちづくりに支障をきたす建物の建築を未然に防ぐため、発災から最長2か月の建築制限を実施する。	・建築制限区域に指定された地域で、新たな建築を行わない。

(5) 被災市街地復興推進地域の検討・決定【目安：発災から2か月以内】

緊急復興地区のうち、土地区画整理事業等の面的整備事業の実施が見込まれる地域を抽出し、発災から2か月以内に「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定を行います。被災市街地復興推進地域を都市計画決定することにより、発災から最長2か年間の建築制限を実施し、復興まちづくりを進めていきます。

また、被災市街地復興推進地域を指定する際には、倒壊家屋の戸数や罹災率、焼失面積といった数値的基準を定めるのではなく、被災地域の特性を十分に検討し、地域の実情を考慮することとします。

行政の役割	市民の役割
・緊急復興地区のうち、被災市街地復興推進地域に指定する地域を検討・決定する。 ・地元説明会や、都市計画（案）の公告・縦覧の際に、広く市民へ周知する。 ・復興まちづくりに支障をきたす建物の建築を未然に防ぐため、発災から最長2か年の建築制限を実施する。	・自らが所有する土地が被災市街地復興推進地域に該当するか把握する。 ・地元説明会や都市計画（案）の縦覧に参加する。 ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定された地域で、新たな建築を行わない。

(6) 復興事業手法の検討・選定【目安：発災から2か月以降】

被災市街地復興推進地域を都市計画決定後は、同地域において実施する復興事業手法を地域住民や地権者を交えながら検討していきます。さまざまな事業手法がある中で、道路等の都市基盤の整備状況や周辺への影響、地元住民の意向等を勘案し、どの手法が復興事業として適切であるかを判断するとともに、当該事業について住民との十分な協議、合意形成を図ります。

また、復興事業手法を検討する際には、複数の事業を効果的に組み合わせることも検討し、都市基盤整備と併せた建築物や街並みの景観形成などを図ることで、計画的なまちづくりを推進します。

行政の役割	市民の役割
・住民の意向把握や調整、合意形成を図り、事業計画を策定する。	・復興事業手法に関する協議や合意形成に参加する。

(7) 都市復興基本計画の策定【目安：発災日から6か月以内】

「都市復興基本計画」とは、災害復興計画における都市復興の分野について、その方向性を市民に対して明確に示し、円滑な復興作業の推進を図るための計画であり、発災日から6か月以内を目途に策定します。都市復興基本計画は、本計画の共通編と事前復興編の内容を踏まえつつ、既存の総合計画や都市計画マスタープラン等に基づき策定します。

また、都市復興基本計画には、都市復興の目標や市街地復興の対象区域とその復興まちづくりの手法に加え、土地利用の方針や都市施設の整備方針等を示します。

行政の役割	市民の役割
・都市復興基本計画を策定し、市民に都市復興の方向性を示す。	・自らが所有する土地や住んでいる地域の計画を把握する。

3-3 事前復興における方策

3-3-1 市職員向けの庁内勉強会の実施

復興まちづくりに対応できる職員を育成するため、本計画をもとに、想定される被害や復興まちづくりへの理解と知識を得るための庁内勉強会を実施します。

併せて、職員を対象とした復興訓練を継続的に実施します。実際の復興業務を模擬体験することにより得られた課題やノウハウの蓄積により、職員の災害対応力の向上を図ります。

3-3-2 市民向けのワークショップの開催

平時から市民に被害想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらうためのワークショップの開催を検討します。特に甚大な被害が想定される地区や、住民の復興まちづくりに関する意欲の高い地区等を対象とし、ワークショップを通じて市民の防災意識の醸成を図ります。また、本計画の実行性を高めるため、ワークショップで得られた知見を計画にフィードバックします。

共通編（計画の進行管理とロードマップ）

計画の進行管理とロードマップ

将来像である「安全・安心・快適に暮らし続けることができる災害に強いまち」を実現するためには、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが重要です。そのために PDCA サイクルを展開し、計画の適切な進行管理に努めます。

「防災・減災編（地震編）」、「防災・減災編（水災害編）」及び「事前復興編」では、各編で設定した将来像を実現するために必要な基本方針等を示しています。

都市のリスクに対する解決策は多様にあり、決まった答えはありません。そのため、災害が発生するまで、繰り返し検討していくことが求められます。計画策定後も、災害ハザード情報を収集し、リスクが発生しそうな箇所への未然防止策の検討や、ワークショップなど踏まえた知見を、計画見直し時に反映します。

また、本計画の推進にあたり、次頁に示すロードマップを描くことによって、着実に防災都市づくりを進めていきます。

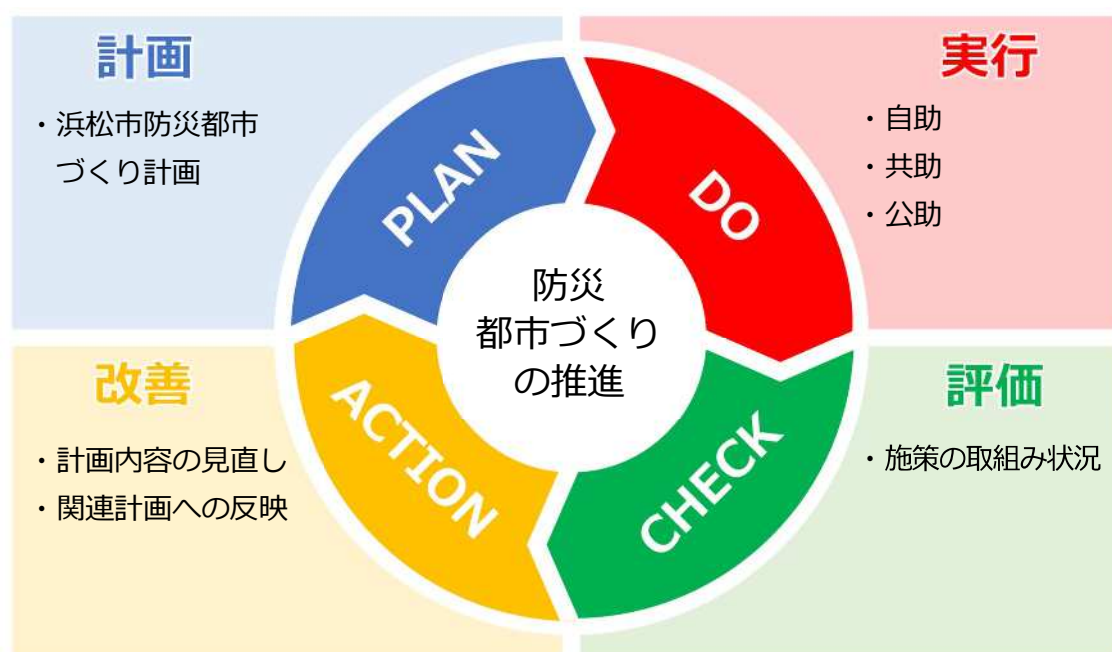


図 計画の進行管理

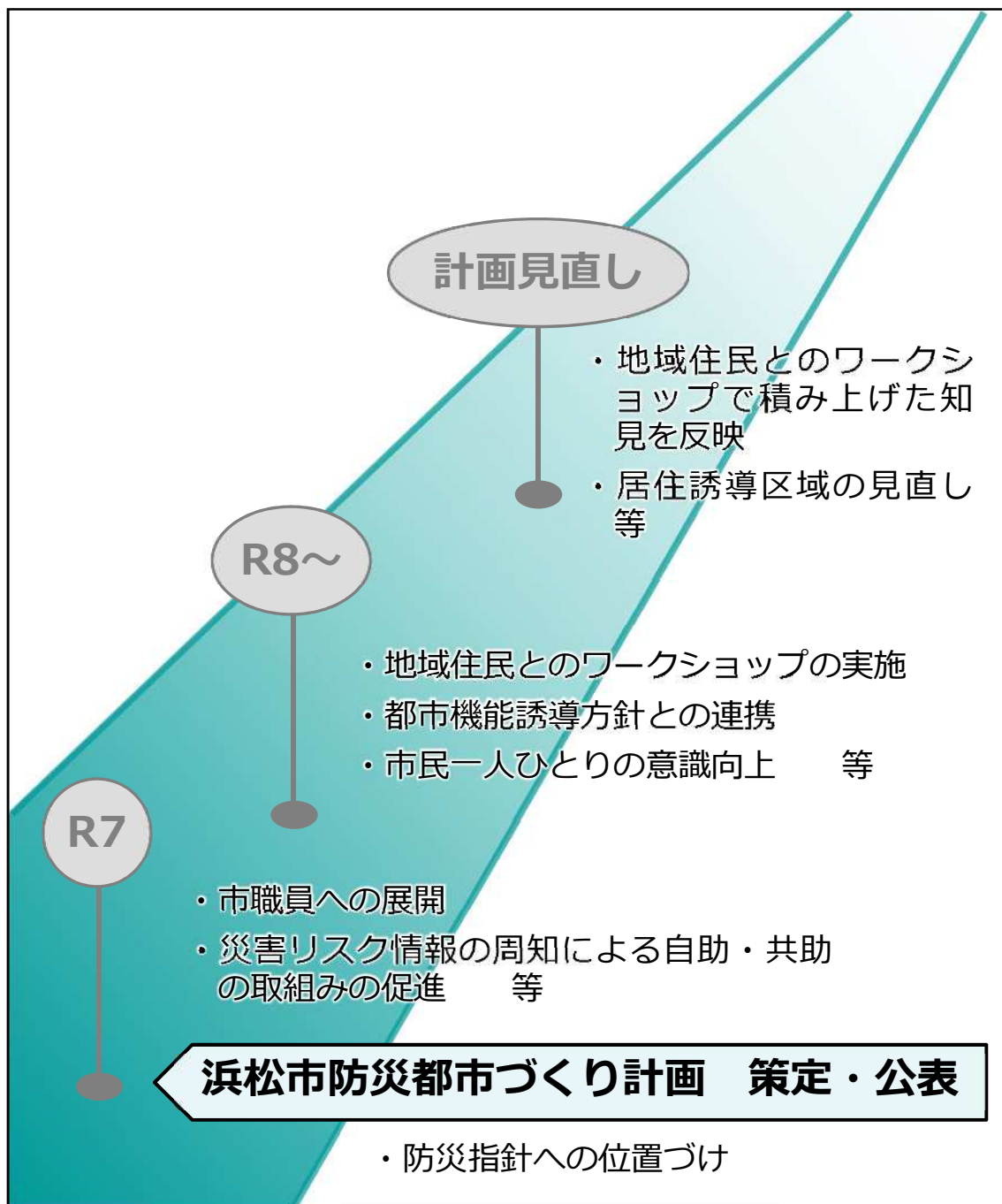
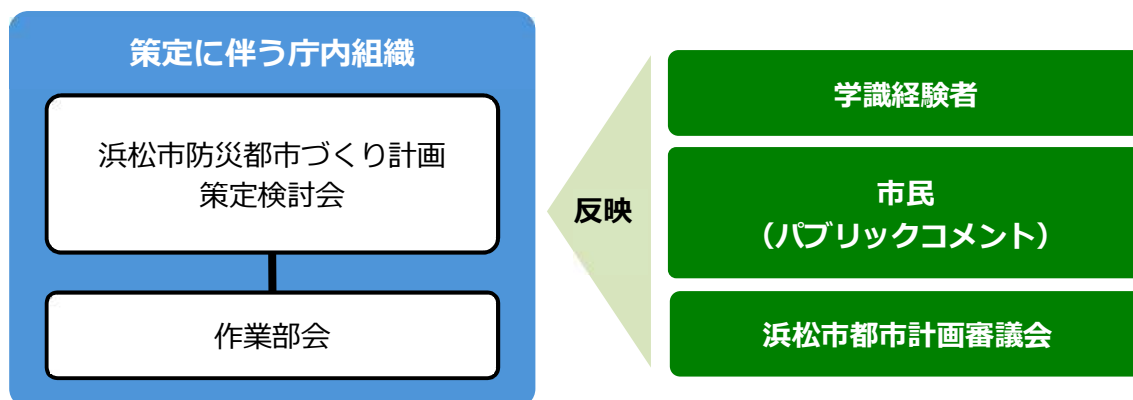


図 防災都市づくりの推進に向けたロードマップ

參考資料

参考資料 1 策定体制等

<策定体制>



<策定経過>

令和4年度	8月30日	第1回浜松市防災都市づくり計画策定検討会
		第1回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	3月16日	第2回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
令和5年度	4月27日	第1回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	5月8日	
	5月26日	
	6月29日	第2回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	6月30日	
	7月11日	
	11月10日	第3回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	2月6日	第2回浜松市防災都市づくり計画策定検討会
令和6年度	3月18日	第4回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	3月27日	第3回浜松市防災都市づくり計画策定検討会
	5月24日	第5回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	6月17日	第3回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	8月8日	第4回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	9月4日	
	9月9日	
	9月20日	第6回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	9月27日	第5回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	10月30日	第4回浜松市防災都市づくり計画策定検討会
	1月21日	第7回浜松市防災都市づくり計画策定検討会（作業部会）
	1月29日	第6回浜松市防災都市づくり計画意見聴取会（学識経験者）
	2月12日	
	3月6日	第5回浜松市防災都市づくり計画策定検討会

<検討組織>

◆浜松市防災都市づくり計画策定検討会

部局名	委員
危機管理監	危機管理課長
都市整備部	都市計画課長（事務局）
	北部都市整備事務所長
	土地政策課長
	市街地整備課長
	建築行政課長
	住宅課長
	緑政課長
	公園課長
土木部	道路企画課長
	道路保全課長
	河川課長
消防局	警防課長
上下水道部	下水道工事課長

※作業部会の委員は、各課のグループ長にて構成

◆学識経験者

氏名	大学名
中林 一樹	東京都立大学 名誉教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院 教授
小野 悠	豊橋技術科学大学 准教授

参考資料 2 用語集

用語	解説
あ行	
雨水出水（内水）	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫。
雨水貯留浸透施設	下水道や河川に雨水が一気に流出することを抑制するための施設のこと。雨水調整池・雨水貯留管など雨水を構造物に一時貯留する施設や、浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装など雨水を地面に浸透させる施設の総称。
液状化現象	液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のこと。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって被われていない土地や空間のこと。
か行	
洪水（外水氾濫）	大雨や雪どけなどによって河川流量が普段より増大し、氾濫すること。
幹線避難路	一時、避難していた緊急避難場所からより安全な緊急避難場所まで必要に応じて住民等を迅速に避難させるための道路。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法による耐震基準のこと。
狭あい道路	幅員 4m 未満の道路のこと。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
拠点ネットワーク型都市構造	基幹的な公共交通沿線に都市機能が集積した複数の拠点が形成され、その拠点と公共交通を中心に都市が集約されるとともに、拠点が公共交通を基本として有機的に連携されたコンパクトな都市構造のこと。
緊急輸送路	有事の際の緊急輸送を確保するため必要な道路として、あらかじめ指定されたもの。
緊急避難場所	災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するため、浜松市が指定した施設。

用語	解説
区域区分	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域を区分すること。市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地など自然環境の整備又は保全への配慮の視点から行うことが望ましいとされる。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
浜松市国土強靱化地域計画	浜松市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針。
さ行	
災害拠点病院	災害時において、重症患者の受入れや広域医療搬送への対応等の役割を担う病院。
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法に基づき設置される体制。
災害復旧・復興本部	災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要がある場合に設置される体制。
災害復興計画	単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるもの。計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別により構成する。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、大気中の熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域として、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする区域。
市街地開発事業	都市計画法に基づき、一定の地域を対象に、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画のもとで一体的に行う事業。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づく都心などの既成市街地整備の手法の一つであり、土地利用上や防災上の問題を抱えた市街地において、敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路、公園などの公共施設やオープンスペースの確保により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業のこと。

用語	解説
事業継続計画 (BCP)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。
自主防災組織	災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域住民と一緒にあって防災活動に取り組むための組織。
静岡県第4次 地震被害想定	県内の市町村・住民などが今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県が地震・津波で想定される人的・建物被害などの程度を定量・定性的な指標で示したもの。
市民の森	「浜松市緑の保全及び育成条例」に基づき、緑豊かな環境の形成に重要な役割を果たしているものとして、市長が定める樹林地等。
消防水利	消防活動に必要な水利施設のこと。消火栓、私設消火栓、防火水そう、プール、河川、池、海、湖など。
将来都市構造	都市計画の基本理念や目標を実現するための都市を形づくる空間的な構造について、都市の骨格を構成する「都市全体に関わる土地利用」「都市活動を支える各機能が集積した拠点」「拠点を結ぶ都市の主要なネットワーク」などにより、その特徴を表すもの。
生産緑地地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、市街化区域において、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果が有り、公共施設等の用地として適しているなどの優れた農地等を計画的に保全する目的で定める地区のこと。
た行	
耐震性防火水槽	地震動の影響を受けても水漏れを起こさない防火水槽。
地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市施設などの配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、住民の意向を反映し、地区のルールとして定める都市計画のこと。
地籍調査	国土調査法に基づく「国土調査」の一つとして実施されているもの。主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

用語	解説
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市基盤	社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基幹的な施設のこと。都市計画においては、道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、おおむね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査のこと。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形などの自然的条件、通勤、通学などの日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域。
都市計画道路	機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像を踏まえ、都市全体におけるネットワークの将来の姿として定められたもの。
都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設(道路や公園など)の配置方針を明らかにした、都市計画の基本的な方針。
都市的土地利用	農林業用地や森林、河川などの自然的土地利用に対し、人為的に整備、開発された住宅用地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路などの土地利用のこと。
土地区画整理事業	市街地開発事業の一つであり、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善するとともに、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る事業のこと。
な行	
内水氾濫	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。
南海トラフ巨大地震	南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。
二次救急病院	災害時において、中等症、重症患者の受入れや重症患者の災害拠点病院への搬送等の役割を担う病院。

用語	解説
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
浜松市総合雨水対策計画	長期的な視点で将来の気候変動や計画規模を大きく上回る豪雨が発生した際、被害の軽減を図ること、浸水被害からの早期復旧を図ることを最終目標として掲げ、その目標を達成するために当面 10 年の短期的な取組方針を位置づけるもの。
浜松市津波防災地域づくり推進計画	国が示す津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画。
被災市街地復興推進地域	建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域で、公共施設の整備状況や土地利用の動向等から、そのまま放置しておけば不良な街区が形成されるおそれのある区域について、必要最小限の建築行為等の制限を行うとともに、面的な整備事業によりできるだけ早期の整備を図る地域。
復旧	被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すこと。
復興	被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと。
復興計画審議会	災害復興計画を策定する災害復興計画策定委員会の諮問機関で、広く市民各層や学識経験者より構成される。
復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備すること。
復興まちづくり	市町村が中心となり、専門家の参画を含めて、住民との合意形成のもと市街地整備を進めること。
不燃化	火災が起きにくい耐火性の高い建築物への更新や新築を促進し、火災が広がりにくい市街地を形成していくこと。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、建築物が密集する市街地において火災による延焼を防除するために指定する地域のこと。建築物の規模などに応じて必要となる構造や防火施設の設置などが建築基準法で規定されている。
防災指針	居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針で、立地適正化計画に定めるもの。

用語	解説
ま行	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
密集市街地	老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていないことから、火事又は地震が発生した場合において延焼防止機能及び避難機能が確保されていない市街地のこと。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による 電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
や行	
要配慮者	災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者（高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者など）。
ら行	
罹災証明書（りさい）	災害が発生した場合において、住家の被害程度を証明する書面。
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のこと。
わ行	
ワークショップ	平時から市民に被害想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらうために、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

